

第 1 回座間味村議会定例会

第 4 日 目

3 月 17 日

平成20年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 3 月 1 2 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成20年3月17日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成20年3月17日 午後4時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 英 雄
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成20年第1回座間味村議会定例会議事日程（第4号）

（平成20年3月17日午前10時開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		一般質問
2	議 案 第 1 4 号	平成20年度座間味村一般会計予算について

○ 議長（宮平秀保）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問を行います。

通告順に行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

おはようございます。一般質問を私のほうから最初に質問させていただきます。時間は十分に意識しながら質問に入っていきたいと思っております。ではよろしくお願ひします。

ごみ処理についてまずお伺ひしたいと思ひます。古座間味のクリーンセンターに、山積みされている大量のごみの処理についてお伺ひしたいと思ひております。今年の出てくるごみとあわせて単年度予算で解決できるかどうか。それをどのように処理していくのか、現時点での村長のお考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの宮里清之助議員の質問にお答えいたします。座間味クリーンセンターに山積みされているごみ処理について。質問要旨、平成20年度の搬出されるごみと合わせて単年度予算で解決できると思えない量のごみをどのように処理していく考えがあるのかお伺ひしますという質問にお答えいたします。御質問の集積ごみの処理については、阿嘉クリーンセンターの基幹改良整備を行い、座間味のごみを搬送して処理する案、現有の溶融炉を稼働する案、島外に持ち出して処理する案の3案で検討してきました。これらの案のうち阿嘉クリーンセンターの活用については、機能、製作設置、試運転等に時間を要するため、夏前までの処理は困難であると考えられます。現有の溶融炉を稼働する場合、作業員の雇用を島内で確保すれば従来の人件費が削減され、費用面での効果が期待できますが、実際に作業員が確保できるか検討が必要です。島外に搬出して処理する場合はまず、受け入れ自治体の承認が必要となります。この場合もあくまでも暫定的な受け入れで、今後も継続して搬出処理するのは困難だと思われまひます。一方、搬出の際に代船を使用すればコストは割高になりますが、短期間に搬出処理できます。これらのことを踏まえ、溶融炉での処理とほかの市町村に依頼しての処理を併用して行う方向で検討しており、関係市町村との調整を進めているところです。御審議いただひている予算案では、溶融炉での処理のみを想定して計上してはいますが、本年度中に関係市町村との調整を行い、予算案に議会の同意をいただきましたら予算の範囲内で4月からすぐに処理に取りかかりたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

平成12年、平成14年とごみの処理の基本計画というものが出されてはまひて、平成12年においては再処理場含めてのストーカ炉の計画のみですね。平成14年については現溶融炉を使ってごみ処理をしていくという基本計画があります。その中で阿嘉クリーンセンターを併用して座間味村のごみを処理していくと。そこから出てくる86トンの灰も溶融炉で処理していくというような形での計画書になっているんですね。平成18年11月でしたか、阿嘉クリーンセンターのダイオキシンの基準値がバックフィルターが老朽化したということで、基準値を上回ってそれ以降阿嘉のクリーンセンターでの焼却はストップして現在に至ったわけですね。確かにこの間、財政的な問題がありまひてその修理にかけるお金がないということで、阿嘉のク

リーンセンターはまだ使っていないという状況ですけど、今後時間的な問題がありますけど、当初の溶融炉を導入したときの基本計画というのには、阿嘉クリーンセンターは併用して使うというような形で計画書はあるんですけど、その後それは使わずに計画変更が具体的にされたのかどうか。それと平成17年10月に還元さんが、今訴訟をしている還元溶融研究所さんが操業委託をされた時期、具体的に言いますと平成15年11月、最初の稼働から2カ月おきに平成17年8月までは順調に処理しています。表向きは何の問題もなく処理されたように見えてますが、もともとその時点からも溶融炉に対する地域の、一部かもしれませんが、不信等もありましたがそれでも一応ごみ処理は形上はできていたということなんです。ところがいろいろ建設業者、そういったノウハウを持ったところがトラブルがありまして撤退した結果、現株式会社サンワが平成18年から操業委託を交わしているわけですけど、その委託業者が変わったことからなのか。操業パターンが大分変わりました、平成18年夏ごろから新聞でも取り上げられるような形での社会問題みたいな形になっています。これが平成18年、19年、2年連続処理が我々のほうに目につくような形になっているという現象が、客観的に私はあると思っています。その原因は平成18年度の夏まで、仲村村長が私たちに対しては効率的な運用ということで、ごみ処理ということでごみをためて処理するということだったんですね。実際、その基準というのがはっきりしていないといえますか、ため過ぎじゃないかという状況なんですけど、実際平成17年10月に還元さんが帰られて、平成18年11月の操業があったんですけどトラブルがありまして、今回についても若干トラブルじゃないかと。操業については10月、11月は避けられるんじゃないかと思うぐらい10月という時期は非常に座間味村にとっては、ごみ処理については非常に摩の月という形になっていますけど、スムーズな計画どおり平成18年度は行っているという村長が答弁されていますけど、果たしてそうなのかどうなのか。原因はどこにあるのか。平成18年以降ですね。これは誤解なされないようにしていただきたいのは、前委託業者と現サンワとどっちがいいかという話じゃないんですよ。根本的な問題はどこにあるかというもの。これをはっきりさせないと今後も。先ほど溶融炉を使ってごみ処理をしていくということなんですけど、この溶融炉というものの安定操業に向けて、基本的にもととの根底にある溶融炉の不信感を除いて座間味村のごみ処理をやるにおいて、溶融炉の安定操業というものを考えたときに何が原因なのか。そこら辺もちょっと、こちらにいろいろ報告書もあるんですけど真剣に考えてもらいたいというふうに考えていますので、まずこの間も渡名喜村の溶融炉も見て来ました。金曜日現場視察で現溶融炉を見て来ました。それで感じた件は、渡名喜村の溶融炉を見て平成17年当時、確かに同じ業者がやっていますからね。雰囲気ですでしてました。何が違うかという、スタッフなんですね、数、要員、そこら辺のことが感覚が私の偏見かもしれませんが、若干違うんじゃないかと。これもお金の問題なのかどうなのかなんです。去年の10月操業については、実際十分なそういった要員が確保されていたのか。要するにそういったもので、なかなか技術的なことがクリアできないでいるのか。もともとの溶融炉そのもののシステムの基幹疲労なのか。そこら辺課長ちょっとお答えください。本当に4月以降、今回3回の操業の予算が組まれています。そういった形でのあれが本当にできるのかどうかですね。そこら辺の客観性といえますか、分析なりをお答え願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えいたします。まず以前の計画での阿嘉のセンターとの併用の操業の計画なんですけれども、溶融炉の整備した後に併用という計画が以前あったようなんですけれども、溶融炉を整備しましてその後のいわゆる焼却作業の効率性といえますか、それを考えた場合に、今村のほうでは最終処分場を持っていませんので、阿嘉のクリーンセンターからは焼却灰が発生いたします。この灰を溶融炉で処理するということになりますけれども、それと後のごみの種類といえますか。計画時とそれとその後のごみの種類というのは逆に阿嘉島のほうの機械設備を使ったほうが非常に効率がいいです。というよりはもう座間味は焼却施設のみでしたので、そういうこととコークス等の高騰がありまして、両方の施設を持ち合わせていながらごみを効率的に片づける方法ということで、将来としてはそういう取り組みが必要だろうというふうに主管課のほうでは考えておりましたけれども、去年のちょうど定例議会の途中でダイオキシンの県からの報告を受けてまして炉を停止しております。ちょうど3月の中旬ぐらいだったと覚えていますけれども、そういうことで集じん装置等、そのほかの設備を改良する必要が出てきてまして、見積もり等をとりましたら数千万円かかるというような見積もりが出まして、とりあえず予算はもう当初出している時期でしたので、炉は停止をして平成19年度の予算自体、焼却をするだけの予算確保も厳しい状況でしたので、溶融炉のほうと統一ということで平成19年からスタートしております。あとは安定操業ということなんですけれども、確かに平成18年に入りましてから操業の委託業者が変わっております。その間大体4回、回数にして4回操業してきましたけれども不具合が2件発生しております。そこにつきましては機器類の故障があったということで、1カ所の電気系統、去年の10月に発生した箇所につきましては先日の議会の現場視察時に計量機等の取りかえを行ったということで、具体的な修理箇所。それとその他の修理の機器等を、現場で説明をしております。去年の段階で大まかないいわゆる時間がたったものの備品、消耗品等の取りかえ例えばバックフィルターとか、それを固定するリテーナという金具があるんですけども、こういう大きなものは経年劣化に伴う比較的規模の大きい修理はもう終えております。今後はちょっと予測されるのは配管等、そういうものの劣化が出てくるのかなということで想定をしておりますけれども、大きな維持補修費というのはそんなには、当分の間は出てこないという予想をしております。一番統合してやるようになったんですけど、これから先を見越しますとやはりもう一回阿嘉島のほうを基幹改良することと、それとコークスが今後どういうふうに高騰していくかということと、これについては簡単にすぐに答えは検査比較はできませんので、かといってやらないということではないんですが、いろんな資料データを収集して考えていきたいと。基幹改良を行うにあたって補助の2分の1を受けるためにはそれなりの書面の作成とか、そういうようなものが必要になってきます。あとは作業員の確保なんですけど、従来島外とあと県外のほうから雇用しておりましたけど、県外の2名というのは技術的なものですから、今後もそれについては技術者というのはどうしても県外に依存せざるを得ないですけども、沖縄本島からの作業員については島内での雇用ができれば、先ほどの一般質問の回答でもお話したんですけども、島内での雇用ができれば非常に、人件費の削減につながりますのでそういうことで今、新年度の操業に向けて島内での作業員の確保ということで今、声をかけてチームを編成しているところです。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今回時間、大分意識していますので進めたいんですけど、ちょっと確認したいんですけどね、今の件ですね。阿嘉島の件についてはすぐには今あるごみ処理については関係ない話で、この溶融炉が、動けば特に問題ないんですね。安定操業すれば。ですからでもそれが現在のところはっきりしないということで、半年後

に向けてでもいいですから併用していけば少しは今回のごみ問題というのは小さかったはずなんです。そこら辺再度検討していただきたいということと、本当にクリーンセンターのごみ溶融炉の安定操業の確保についてということで、具体的に示していただきたいなと思ったのは技術者の方なんです。実は技術者の確保が難しいということは村長も、平成18年の9月議会でも前議会でもそれは述べていたんですけども、基本的な安定操業に向けての具体的なことは既にもう決まっているのか。結局技術者が常時2人ぐらい、専門的な技術者と言いますか、熟練した作業員とですね。それとプラス地元の人間。それがないと私の浅い知識の中では、ほかにもあるかもしれませんが、最低限の要求と思うんですけど、ここら辺のこと。その技術者の熟練度とかそういったものに対する客観性と言いますか、そこら辺はちゃんとされているのか。非常に不安が私のほうが払拭しきれないということですね。現に10月の操業では、予定どおりの操業はできていないわけですから、そういった細かな点は一応予算審議のときにまた質疑しますが、そこら辺のことを再度確認したいんです。4月操業ということで考えていますけど、現時点でスタッフは10月操業と一緒になんです。すみません、それをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

作業員の体制いわゆる技術者、それと一般作業の確保がどうなっているかという質問になるかと思えますけれども、前回10月時には当初技術者2名で予定していたんですけども、諸般の事情がありまして技術者1名と。それとこれまで炉の操業に立ち会ってきた、技術者まではいかないんですけども、技術的には主任クラスだというような方を2人配置しまして、あと一般作業員ということで総勢12名で操業しましたけれども、先ほど申し上げましたように計量の電気設備関係でちょっとトラブルが発生しまして、やむなく停止状態にっております。そういうことを踏まえて、10月の以前、平成18年11月、12月になりますけれどもそのときには技術者いわゆるそれだけの技量のある方を2名と、先ほどの主任の方2名とあと一般作業員という体制を組んでおりました。10月の状況も踏まえて、今回操業につきましてはやはり10月の体制ということではちょっと行政としても不安を感じておりますので、もとの技術者2名という形で操業できないものか今いろいろと庁内のほうでは、村長含めてぜひあと1人確保したいというような考えを持っております。そういう形で臨んでいきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

まだ確保できていないということでとらえてよろしいのでしょうか。10月についてもそういった形で操業して、8日間不具合を起こしたわけですね。委託契約書というのが業者と結ばれているんですけど、そこら辺のことについてのちゃんと明記はされているのかどうか。一応この件ですね、時間もありますので予算審議のときにも再度また質問し直します。質問を進めてよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほど技術者の確保について申し上げたんですけども、4月以降いわゆる新年度におきましてはきょうの午後、それとあしたまでの予算の審議がありますので、予算の承認をいただいた後に具体的に、相手方の折衝をやっていききたいと思います。今はまだ審議前ですので、一応声はかけております。二、三回ほどですね。こういうふうな今ある状況も、現況も相手方には伝えてあります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

次の質問に進めたいんですけどちょっと、操業委託契約というのはもともとそういうのはそろった形といえますか、安定的に操業できる体制のもとで契約もされるわけですね。そのように理解していいですね。わかりました。

ごみ処理について、2番目の質問に移りたいと思うんですけど、このごみ処理について。溶融炉が今みたいはどうのこうのじゃなくて、その問題とは別に現在のごみの確実なごみ処理について。溶融炉と島外搬出の2通りの案を考えているという話だったんですけど、それについてもっと具体的にごみ処理ができるもっと具体的に御説明ができないのか。夏のシーズンまで影響が出てはいけないと思っています。そのような期間的な処理ができるという根拠を示していただけないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの宮里清之助議員のごみ処理についての2点目の質問にお答えいたします。御質問のごみ処理については新年度の早い時期に処理を開始し、焼却と島外搬出を併用してゴールデンウィーク前までに処理する方向して検討しています。島外へ持ち出しての処理については、浦添市及び那覇市、南風原町環境施設組合、那覇港管理組合との話し合いを持ってきました。それぞれの担当者からは受け入れに支障はないとの感触を得ており、今後は管理者に対して正式に要請を行っていきたいと考えています。実施する場合にはできるだけ低いコストで処理できるよう、搬送手段などを検討したいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

相手方があることであれですけど、ほぼ間違いなく感触としてはつかまえているということによろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

焼却をする方法とそれと島外搬出を併用してということで先ほど申し上げました。搬出につきましては事務方での先ほど申し上げましたように、事務方同士での浦添市、那覇市、南風原町。那覇市と南風原町は共同ですので、あとは港湾の発着がありますから管理組合ということで事務的なレベルでの話は受け入れに特に支障となるものはないと。あとは要請という大きな行動をとらないといけません。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

スケジュール的、時間的な問題もある程度クリアできるレベルでの話し合いがされているということによろしいですね。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ごみの搬出についてどこまで詰められているかということですが、あくまでも事前調整ということで2自治体につきまして水面下ではお願いをし、ある程度了解は得られております。それで事務方の調整を先にするようにというお話がありましたので、先ほどお答えしましたように担当者の調整という形で今進めているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。スムーズにいくようにお願いします。2点目に移りたいと思います。コークスの取引について。再度、2月の臨時議会でその件で村長不信任案ということで提出しましたが、それはそれとして再度コークス問題について確認したいと思います。村長が2月議会で出された弁明書の中で、できるだけ抜粋して具体的な地方自治法第210条に定める予算、総計主義の原則及び第232条の3支出負担行為の規定に反するものではないかとか、予算の議決という地方自治法第96条第1項第2条に定める議会の重要な権限を侵しているのではないかと、第211条の定め義務を果たしていないのではないかとということ、村長自らがそういった抵触するんじゃないかということ述べて、そういったことを認識していなかったということで弁明、御理解をということになっていますけど、今回のこの騒動。村長不信任案は否決されましたけど、その後具体的に私たちが目にした起案書及び注文書が現にあるわけ、その事後処理というものに対して具体的にどうしていくのか。出された注文書はどこに行ったのか。それとコークス取引がこの間、500トン単位で輸入がされています。古座間味に積まれているのが105トンありますけど、その傍らの395トンはどうなされたのか。そこら辺の2件、ちょっとお答え願えないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

このコークスの件につきましては、臨時議会で議会のほうからかなりお叱りを受けまして、本当に村民の皆さんにもおわびを申し上げたいところでございますけれども、ただいまの御質問、注文書があるのかないのかということですが、このことにつきましては私は再度事業所の代表者と会いまして、その書類の確認をいたしました。それについては前いわゆる会社の役員が預かっていて、自分にはその注文書というものは届いておりませんと。現在のところ自分はこれ持っていないということで、あくまでもこれまで御説明をしてきたとおり100トン前後の要するに次、必要とする量だけの注文をしているところであるというふうに回答をもらっております。それで、その後どういうふうにコークスを扱っていくのかということですが、私としては国内で一番安いコークスを購入して使っていくという考え方を思っているところでございます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

現在のコークスですけど、村長お預りしているという形になっていますけどね。今度の予算書にもその同じ数字が出てきているんですけど、これは500トンの発注書に、注文書の1つとしてあるということなのか。もしくはそれをちゃんとそのような形、関係ないという形での事務処理というのがそういったのが明確になるべきじゃないかというふうに考えているわけです。確かに本人は受け取っていないと。じゃあお金だけ受け取ったと。そういうことではなくて、今回この騒動の発端になりました、株式会社サンワ、小嶺さんが議会で我々に対して、テープに録音もされていますけど、こういった取引はあったということがあったん

ですね。それに基づいての私たち、おかしいんじゃないかという問題提起でやったわけです。実は、じゃあこの株式会社サンワさんの小嶺さんはどういう方ということなんですけど、これは平成18年の議事録ですね。これは村長が答えられていまして、これが3月14日の質問の中で同僚議員の方が小嶺さんについて質問されているんですね。これはごみ問題に整理するために村長は専門員という形で紹介しています。それでそのノウハウをいろんなものに利用してお力を借りていきたいとか、そういったふうにやられています。現在の21・ざまみの役員をなされているかということと、ちまたのかかわりですね。そこら辺ちょっと再度確認しておきたいと思いますし、その方とこういった形でのトラブルがあったと。その関係とか透明性とか、そこら辺について今回誤解なのかもしれませんが、どのように説明して、少しでも答弁もらえないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今、個人名が出ましたけど、小嶺宏さんは今でも21・ざまみの非常勤の取締役ですね。それからもう1つは、これまでいわゆる地方自治法の、専門員としての発令をしております。それから自治法の根拠条例を今ちょっとここでは申し上げることはできないんですけども、自治法にのっとりた専門員を委嘱しているということで御理解いただきたいと思います。それからコークスの注文書ということで、確かに500トンという話があって、これは前にも御説明いたしましたとおり、輸入するときの商ロットが500トンであると。それでいわゆるこれは中国から輸入するわけですけども、中国側としては500トンというものがどういふふう処理されるかという形がないと、積み出しはできないということでありましたので、私たちとしては500トンという数字は村から注文しますという発注書というんでしょうか、それを一応書きました。先ほど申しましたように、書いて出したんですけども、会社内では確実に代表者までは届いていない。なぜそうなったかといいますと、500トンという数字について私たち座間味では責任を持ちませんと。皆さんの商慣行の中でいわゆる商売する中で我々は100トンしか要らないけれども、その積み出しということで必要であるならば書きましょうということをおひとつ認識してもらって、ですから追記の中にも相手方の社長はそれは了解済みであるということをお知らせ追記しました、私はね。そういうことでありまして、実はこの証文がないということは、だれか私以外にその話を伝えてくれということで、議会の宮里祐司議員にその旨本人から伝えてあります。500トンについては関係ありませんということが伝えられたと思います。そういったようなこともありまして、これは確実に今、座間味に届いている100トン。我々が必要と考えている量だけが今後のもし一番安く手に入るようでしたら、それを購入するという考え方は持っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

そういった報告がされたということなんですけど、ぜひこういった報告は文書でみんなにわかる形でやっていただかないと、個人的に確かに議員ですけど、やられて非常にそれが正しい行為であってもぜひやっていた

だきたいということと、非常勤役員でもあるわけですからこの辺はちょっと明確に、2月16日に我々の前でそういった報告していただいたんですから、ぜひ本人を再度どういったことか聞きたいと思っていますし、できないということは伝わっているんですけどそういったものもちゃんと文書でやっていただきたいなというふうに思います。とりあえずあとは細かい点については予算審議のほうで聞きたいと思いますので、私の質問はこれで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今の文書があるかないかということで、私はその文書を貸してくださいということで本人にはお願いしました。ないものはないんですと。ないものをどうして出すんですかということで断られております。ということで先ほど休憩時間にも申したように、議員のどなたかにそのことは伝えました。それでひとつ議会中への出席ということはちょっとできない旨を伝えてくれということでしたので、今の御要望に対して将来的に議会がどうするのか。決めていただければ相手側に伝えるということで、私がどうするということはできないと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。村長が信頼しているのを聞いて、議会として議長、その辺よろしくをお願いします。じゃあ私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では私金城のほうから質問を行います、通告書の中に1番の施設運営についてというのは、予算の絡みとかがありますので、そのときに質疑を入れますので一般質問ではパスします。2番から入ります。

2番、自然環境保全基金の創設についてというふうにして質問してあるんですが、御存じのとおり小泉政権下で三位一体の改革ということで地方は交付税等が削減されて非常に厳しい状況になっております。この補助金等、交付税等が今後よくなる、多くなるということはまず考えられないと思うんです。夕張市は御存じのとおり破綻しました。また長野県の王滝村がもうその寸前です。我が村は公債費率ワースト5ということになっておりますけども、たまたま私どもの島は公債比率も確かに高い。補助率も大変な問題だということなんですけども、夕張市とか王滝村と違うところが1つだけあるんです。それは何かというと、海というこの財産があるんです。非常に世界的に注目されていると。その財産を有効に生かせるためにはそういう基金というものをつくって、山の管理も含めてサンゴの直接の保護と山の保全は関連しておりますので、そういう多岐にわたった使い方ができる方向性を持った基金の創設を議会で提案してもよろしいですし、執行部のほうで真剣に考えていただいて、6月のエコツーリズム法の条例制定と合わせて提案できるようなことはないかと。美ら島デーということ去年からずっとありますけども、それだけでは弱いんじゃないかと。目的が限

られてくるのではないかと考えておりますので、ただ民間でNPO法人をつくって中だけがよくなって、村全体にはいけないんじゃないかというふうに考えているんですね。その辺を村としては今後そういう基金創設を考えて、議員含めて、民間団体と含めて話し合いをもっていくという気があるかどうかその辺ちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

自然環境保全基金の設立についてお答えいたします。自然環境を守り育てていくのは本村にとって大変重要な課題と思っています。御提言にあります基金については、ほかの施策も含めて総合的に検討したいと考えています。なおエコツーリズム推進法施行に伴う事業など、自然環境保全の取り組みについては施政方針でも述べたとおり、村として積極的に加わっていく考えでありますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長の施政方針の中でも自然保護をというのを訴えてありましたけども、エコツーリズム法が4月1日から施行されて、我が村は第1号になろうということで一生懸命各種団体頑張っております。そして議会も6月の議会では条例制定をしないと先がないんだと。さき越されたらいけないので、それで海関係は今NPO法人で基金を創設しようということで今動いていますので、私が考えている資金造成あと使用目的ですか。そういうのを後で皆さんに提示して一緒に話をしていこうと考えておりますので、村民全員がかかわれる方法をとっていきたいと思いますので、この議会が終了次第話をしていきたいと思いますので、前向きに検討していただきたいと考えております。2番についてはこれで終わります。

あと3番、ユビキタス特区ということでありますけども、沖縄県ではうるま市と座間味村がユビキタス特区ということで、今年は2億円でしたか、3億円でしたか予算がつくことになっておるんですが、ユビキタスの特徴といいますか。そういうのを知らない方もいらっしゃると思いますので、うちの場合は医療関係ですよね。宮平課長、ユビキタスの特徴について教えてくださいませんか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城善昇議員の御質問についてお答えさせていただきます。今回のユビキタス特区の地域指定は、情報通信を取り入れた健康サービスの実施に関する実証に向けた研究が目的となっております。まだ具体的には決まっていないんですけれども、案といたしましては業者の技術提供を受けながら、遠隔地であっても継続して、血圧、体重、運動量等の保健指導に使用するデータを、自分で時間を選ばず測定、蓄積する端末の研究開発やその蓄積されたデータを、通信網を利用して自動的に保健師等に送信する技術の開発が予定されております。また保健師等が送信されたデータを保健指導に活用するための仕組みづくりも研究される予定となっております。御承知のとおり、平成20年度から各医療保険者による特定健康審査が実施されます。その結果を受けてメタボリックシンドロームの該当者や予備軍に対しまして保健指導を行い、対象者を減少させる方策を医療保険者独自で考えなければ医療費の伸びを抑制することはできないばかりか、5年後には後期高齢者支援分の補助金がペナルティーとして減算されることが決まっております。今回のユビキタス特区の事業成果を特定健診や特定保健指導に結びつけながら、医療費の伸びの抑制に結びつけたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ユビキタスというのははっきり言って情報管理なんですね。これは私も漁業組合におるときに、スビという魚を養殖しておりましたけども、そのときにこのユビキタスというものをやろうかと。商品管理ですね。要するにマイクロチップを利用した情報をすべて入れておくと。スーパーでそのマイクロチップにバーコード化していますからそれをやりますと、すべてデータが詰まっている。写真が詰まっている、そういうことなんですね。だからこのユビキタス医療、その人その人の村民の健康管理をするということは非常にいいことではあるんですが、問題はこの性質なんですね。今NTTさんが絡んでやっていますけども、それでNTTさん系列で行ってこっちはただそれに従っていくような形になっていかないと、そこが心配なんですね。これは以前、何年前か前でしたかね、私が議員をやる前に、パソコンがあちこち各種団体入っていましたけども、そのあとには各家でそういうことをやるということを私は聞いていたんですけど、それが実際にはなかったわけです。各家で話しかけただけでテレビに映って、診療所と直結できると。それで何億円もかかるんだということを聞いたんですが、それはなしになっていますので、今回もそれに近い状態になってしまうのではないかと。私はそれを考えてですね、それをあえて聞いているわけです。それと毎年2億円でしたか、3億円でしたか出るわけですから、これ3年間続けて。その中で逆に、例えばダイビングしに来る人たちがいますよね。この人たちは情報ないわけですよ。ところがそこに自分たちで健康チェックができるような体制。きょうはダイビングをやっているかどうかということを、その場でチェックしていけるような体制の情報網のつくり方があってもいいんじゃないか。それだと役場と例えばそういう事業者の間で、そういう方法論も論じていいんじゃないかとこの3年間のうちに、構築していけばですよ。3年間終わりましたあと知りませんよ、事業化していませんでは通りませんから、これ事業化に向けて、この補助金が切られた後には事業化ができる方法。そういう方法に向かって話し合いをする気はないかどうか。その辺ちょっとお答え願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問についてお答えいたします。この事業は総務省が主体となる事業でありまして、開発業者の参入に関しては総務省が公募をかけて、今から選定いたします。提案をかけたのはNTTさんなんですけれども、実際開発業者がNTTさんに決まったわけではございません。今から公募をかけて業者を選定いたします。今回、3年間の事業の内容なんですけれども、まずメタボリックの対策や健康増進事業に関して、保健師の業務の円滑化を図り、健康づくりや医療費の伸びの抑制が3年間の目的なんですね。それが終わりますと3年後は、この物品自体は総務省の物品になります。3年後には村に譲り受ける予定で話を進めておりますが、3年後、この健康づくりに対して実証ができましたら、今後どのように生かすかはその商品を検討いたしまして継続していくかは今後予算化するなり、継続するかは検討していく予定にしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから3年後に検討してもしょうがないので、今からこの機械を自分たちで購入して、こういう機械があったらいいですねというふうにして、提案していくほうがいいんじゃないかなと。その開発業者はNTTさんじゃなくてもほかの人がいるかもしれません。いずれにせよ外部の業者なんですね、すべて。だからそ

の外部は専門家がおりますからそれでいいかもしれませんが、こちらの事業者。いろんな団体ありますでしょう、商工会だったりとか、ダイビング協会であったりとか、そういう人たちがどういうものを望んでいるかというものも聞いて絡めていく必要があるんじゃないかと。確かに課長がおっしゃるようにメタボリック対策、いいかもしれませんが。私もそのおかげで今ここに立っておりますからね。健康診断で引っかかって、ちゃんと診療を受けてですね。それも大切ですけども、それだけではなくてそれをもっと事業化できるような将来、そういうふうにして持っていったらどうかなと思っております。ですから役場とこの事業者だけで取り組むのではなくて、もっと情報をオープンにして村民全体といいますか、絡めたような話でこの事業を進めていってほしいんです。これまではいろんな専門の業者がお金をほとんど持っていっちゃうだけの事業体系になっておりますので、そういうことがないように。せっかく補助を受けてやるわけですから、そのもの自体がこの座間味村の将来に役に立てるような、そのまま生かしていけるような継続ができるような方法でやっていけたらと。そういうふうにありますので、そういう提言もされてもらったほうがいいんじゃないかと思えます。3番についてはこれで終わります。

次、4番職員の賞罰についてということで質問をいたします。今、懲罰委員会というのが役場の中にありますけども、これは不祥事が起きた場合にその処分をどうするかということで懲罰委員会というのがあると思うんですね。だけど私たちが、私が議員になる前からいろんな話を聞きますと、懲罰だけではそれも懲罰は同じ職員同士がやりますので、そんな厳しい処分はできないんだということと、あとだからそういう処分が厳しくできないから、役場の職員はいい加減だと言う住民はたくさんいるわけですね。そしてもう1つ、悪いことをしてもちょっとした処分を受けてやる人も、一生懸命仕事をしている人も同じように見られていると。だから職員としてもやる気が出ないわけですよ。どうせこの程度だろうと、やってもやらなくても一緒だろうという、そういうものの考え方がこの村で一番の障壁になっていると私は思うんです。一生懸命やってもやらなくても一緒だったら、それはやらないほうがいいに決まっているわけですよ。難儀して仕事をするかと。しなくたって同じ給料をもらえるんだっいたらしないほうがいいよというふうになってくるんです。だから賞罰委員会というのを常設して、これは役場の何名かにもなってもらわないといけないですけども、あと議員とか、各団体の長とかそういう人たちを懲罰委員として会議を定期的を持つと。これは何でかと言うと、業務改善提案というのを職員は毎月1回出すと。文書化して、これはこうしたほうが仕事はもっと継続性があるんだというようなものをつくってもらって、本当にこの人がどの課に必要なのかということまで逆に上のほうは把握もしやすいと思うんです。だから職員は懲罰するだけじゃなくて、誉めてあげることが必要だと。やる気を出させるのも必要ではないかと考えておりますが、だから村長がその辺をどのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの金城議員の御質問にお答えします。御指摘のとおり、現在職員の分限、懲戒処分については懲戒審査委員会の規定に基づいて適正に厳しく処理されていると考えております。一方で表彰については、村の表彰条例というのがございまして、功労表彰というのに該当するんですけども、近年はほとんど実施をしておりません。職員の意欲を高める上でも優秀な職員の顕彰も重要と考えておりました、今後、表彰制度の実施を検討していきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務企画課長、今表彰制度というのがあると話しておりましたが、その表彰制度の委員会は常設であるんですかそれとも、そのメンバーというのはどういうふうになっているんですか。ちょっと教えてくださいませんか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。座間味村の表彰条例には特に委員の設置とかというのはうたわれておりません。職員だけで言いますと20年以上在職をしていて、誠実勤勉に職務に励んでいるものというふうな条例の設定であります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから非常に難しい問題があるんですよね、20年以上誠実勤勉と。20年以上になっているけども誠実でも、勤勉でもなかった人だっているわけですよね。そういう人たちがいるわけですよ。だからそういう人たちに誠実勤勉で受けた表彰したところで私は何の意味もないんじゃないかなと。懲罰の問題が一番難しいんですね。これは外部からはだれも入っていませんので、中の同士だから甘くしたんだろうというのがやはり一般からの見方になるんですね。確かにトラブルしたのも懲罰しますが、でもその人たちがまたいろんな意味で改善していけばですよ、じゃあ外部からこの人はちゃんとしているから、どういう位置に戻したほうがいいんじゃないのというアドバイスのこともできるはずですから、懲罰委員会だけではちょっと私は駄目じゃないかと。だから外部からも入るのであればいろんな意見を、若い人たちの意見も聞けますから。それを行政と一般をつなぐ早道でもないかなと私は考えます。ですから検討いただいて6月には常設委員会ができるぐらいのことを、忙しいとは思いますが、だけどそれはやはり前向きに考えていただかないといけませんので、その辺お願いして私の質問は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

宮里清之助議員に重複する面も出てきます。これは確認と議事録を残すためですので、ひとつ議長よろしくお願ひします。それは質問事項について申し上げます。ごみ焼却施設の燃料用コークス搬入について。昨年12月26日に行われた議会全員協議会（株）サンワ小嶺宏氏よりコークス500トン、3,250万円の取り引きが報告された。この取り引きは予算の裏づけ及び議会の承認を得ない契約であり、地方自治法232条の3項に違反する行為である。2月18日に開かれた臨時議会で村長は手続のミスを認めた。行政執行の任を負う者として、法の理解が十分でなかったと深く反省すると謝罪した。改めて今、今定例会において村長は議会や村民に対してこれまでの問題の説明責任を果たすことが必要肝容だと思います。特に搬入の手続等について、そういったことも含めて村長のコメントを賜りたい。また今回のこの問題を検証するためにも二度とこのような不手際、不祥事が起こらないためにも、下記の資料の提出を要求しましたがも担当

課長からは1番、2番、3番、4番と請求したんですけども、2番目のコークス取引契約書の内容についてはないということで1、3、4は既にいただいております。ひとつ村長コメント、それから順次1から3、4番質疑したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの宮里順之議員のごみ焼却施設の燃料用コークスの搬入について。質問要旨、村長は議会や住民に対してコークス搬入のこれまでのことについて説明責任を果たす必要があると思いますがコメントを伺いたいという質問にお答えいたします。御質問のありますごみ焼却施設の燃料用コークスの購入は、先般の臨時議会でも御説明しましたように、最近の原油高騰に端を発した市場価格の異常な上昇を踏まえ、早期にごみ処理用燃料を手配したほうが、将来において村の財政負担の軽減につながるものとの考えのもとに行ったものです。このことについては法解釈の理解が十分でなかったものと深く反省し、改めて衷心より村民の皆様におわびを申し上げますとともに、今後の行政事務の執行においてはこのような誤りがないよう、適正な処理に努めてまいります。また、村民への説明においては2月18日の村のホームページの中で臨時議会の経緯と村長の考えを掲載し、周知を図ってまいりました。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務企画課長、あなたから資料をいただいたんですけども、これを見たら、この起案書は文書の起案書ではないんですね。まず付議書の番号もないし、起案は平成19年とあるけど月日なし。決済も平成19年で月日なし。そして簡潔に印鑑は庶務課長、総務企画課長、そして村長と。そしてそのように注文書が、いわゆる伺いを立てられてやってっておりますよね。内容は先ほど申し上げたんですけども、コークスの効用炉。いわゆる高度溶炉ですね。それから座間味クリーンセンターの固形燃料ということで数量も500トンということで云々いろいろ書かれておりますけど、そして引き渡し場所は沖縄県座間味港。受託者はいわゆるジャパネット代表取締役久米ひろしとありまして、次の注文書見て下さい。この文書はおかしいんですね。先に決済もらって回覧印もらっていながらこの注文書は、文書番号もなし、日にちもなし。村長の決済を受けているのではちゃんともらっている。ここには、あなたこれ、注文書書いたのは後で手書きしてありますよね。あなたね。ここはワープロで打たれていながら、あわてて書いてる感じですけど、これ答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

起案書の裏についております注文書案につきましては、案は手書きになっております。ワープロで打つ場合もあれば手書きの場合もあります。事務処理の中ではちょっと清書が抜けていた場合に手書きで記入する場合もあります。ちょっと日付が漏れていたことにつきましては、発注の時期についてかなり検討を要しまして、いつになるかはっきり月日的なものが不明でしたのでそのまま空欄になっております。これは故意にやったものではなくて、発注を出すまでかなりの時間を要してしまいまして、記憶をたどっていきますと中国の旧正にあたる何かという行事がありますけれども、その前だということでしたか平成19年2月15日前後ぐらいの日付だったと覚えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

担当課長、随分不思議な話ですよ。私は実はこのコークス500トンはいつですか。いつの日付で、発注をしたんですかとこれを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほど申しあげましたように2月15日前後ぐらいの日付と記憶しております。日付が空いておりますけれども、先ほど申しあげましたように注文するという日付が確定しておりませんでしたので空欄になっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

昨年の2月15日と申しあげましたが、もう1回いいですか。ころですか。これは非常に不思議ですね。2月の中ごろというと、いわゆる平成19年度の新予算の時期ですよ。それとの絡みなく、しかも予算を立てる前ですけど、それは気にならなかったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

予算編成時ということで、予算の要望と並行して作業を進めておりました。予算の査定等がその後ありまして、コークス費は費目存置になっておりました。内部で一応そういうコークスの不足があるということで主幹課としてはぜひ確保したいということで予算要求もやっておりました。時期的な見解では並行して行っていたということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これはもう担当課長、いちいち追及しても今さら始まりませんよ。そもそもあなたの起案の仕方から発注の仕方まで、みんなあなたを中心に行われたような感じでありますので、これは聞きますけれども、今は溶融炉の係長は宮平君でしょう。彼は言っても知らないですよ。これは232条の3項というのはこれは債務負担行為のあれですよ。わかるでしょう。これ起こすのにクリアして担当係長でもやり直すというのはおかしいですよ。そこがおかしいと言っているんですよ。これは今後厳重にこういうことがないようにお願いします。それから関連しますけども、この燃料の購入について平成19年7月17日に、また村長から先ほど小嶺宏さんあてにリュウキュウネットジャパンですか。このコークス燃料についてはこのように村長は言っていますよね。「平成19年6月20日をめどに、貴社から購入する計画にありましたが収支を要する行政経費の確保が必要となり、上半期の予算措置を講じることができず、計画どおり購入が困難となりました。なお、今後は所定の事務手続きを経て予算措置を講じ、早い時期での購入に向け鋭意努力してまいりますので、格段のお取り計らいをお願い申し上げます」と。購入予定、平成20年4月7日すぐですよ、来月。それから購入予定額数量500トン、3,250万円を割ったら1トン当たり6万5,000円になりますよね。村長どうですか、これについてちょっと一言。担当課長でもいいですよ。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの件につきましては、前の質問と関連しますけれども、起案をして注文出した後の予算の査定、あと当初予算の可決においては費目存置で、いわゆる予算の確保ができませんでした。そういうことで予算措置のないものにつきましては、注文、それと受理も含めてそれはできませんので、一たん注文という内容の行為に対して、これから行政の手続をとって処理をしたいという内容のものであります。そのあとのコークスの数量的な件につきましては、先ほど宮里清之助議員からの質問がありましたけれども、現場で我々としては自治法上の整理ができていませんので預かり分という、ちょっと適切な表現じゃないかもしれませんがそういう表現をしておりますけれども、それが約105トン相当あります。残りの分についてもどういう取り扱いになるかということにつきましては、先ほど説明しましたようにお断りされた。いわゆる確保分は105トン相当分ということですので、この105トンについて行政の立場として今後整理をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今定例会でもおそらく105トンのものは、それらしいのが出ておりますよね。これは否決なるのかどうか分かりませんが、一応これは審議する中に入ります。それで先ほど還元さんの久米さんのときに、オープンの場合、平成17年ですか。あの場合はコークスはトン当たり2万五、六千円の前後だと言ったんですけども、いわゆる5トン3、250万円ということになると、これを割ったら単純に6万5、000円に当たるんです。これは正当な価格ですかね。この辺を調べたことがありますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

コークスの価格につきましては平成15年12月、いわゆる溶融炉が最初に整備をされて稼動したときが2万5、000円ということですが、これは消費税添加されていませんので、消費税を添加しますと2万6、250円。平成17年4月1日のコークスの価格が5万1、450円ということで、かなり上昇を続けております。それとその後の残り分につきましては、新日鉄関係の会社のほうから見積もりをもらいまして購入しております。これは今回質問がある件以前の購入分です。たしか契約相手方は21・ざまみになりますけれども、そのとき見積書をもらっております。この注文書にあります今の単価につきましては、預かった時期というのは昨年なんですけれども、そのときには為替ルートというんですか。その相場と先方から単価を示された額です。それで今現在、これはコークスを量的に多く取り扱っている業者、2社のほうに今見積もりの依頼をしております。そういうことで価格の示されている価格が取引上どうなのかということの判断の目安にしたいということで考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私の質問時間は制限されております。答弁は簡単にしてくださいね。正当価格でありますかと。どう思いますかですからね、強いてあなたこれ言う必要ないよ。それからこのごみ処理について今現在は再開のめどがついておりませんよね。それで去年も渇水対策基金でやったようなことなんですけれども、今年はそれができないということでまた村長のお願いもありますけど、このようにして大変厳しい状況の中でこういった性急に、急いで言うのは考えられませんよね。それはいいとして、昨年の暮れに12月26日さかのぼりますけれども、

議会全員協議会が開催、小嶺社長が出席賜りまして、今後ごみ処理見直しについていろいろと説明を受けました。その中で村長のトラブルについて、配達証明付の封書の内容を見ましたかということで、我々に何も明示されていないものですから。そのときに説明を受けたんですね。要点が2つ。1番目に今回のコークス搬入において、村長から数量や品質をごまかしているなどと指摘され、会社として侮辱された。2番目に、平成18年3月のコークス取引においても350トンと200トンしか納入していないのではないかと。以上のような発言に対しての謝罪要求であったんですね。そして今回、納入したコークスについて、既に82トンの請求を出していると。がしかし、数量を疑われたので計量し直したら105トンあったと。要するに23トンもふえたと。これ約149万円になるんですね。ふえたわけですよ。そしてこれは21・ぎまみの関係もありましたので、どなたか知りませんが「この売上はサンワとして計上しているんですか、予算は」と言ったら「そうだ」と言っていましたね。21・ぎまみと関係ないと言っていましたよ。そして支払いについてはどうですかと言ったら、平成20年4月に支払ってもらったことになっていると。こういうやり方がありまして、結局500トン3,250万円のことが出たわけです。どうですか、担当課長。お尋ねします。このコークス数量詐称と言うんですかね。及び品質疑惑について、村としてどういう対応をなさったんですか。お願いします。具体的に。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

コークスの量につきましては、計量機等がございませんのでいわゆる容積で出して相手方に不足しているのではないかとこの質問をしております。これに対して返ってきた回答はお手元に資料を出してあるとおり、袋の数で120ですね。これに対して我々は小分けをして100キロまで計れる量りで一袋について計算をして、大体一袋当たりの数量を確認しております。ふえたということではないんですけれども、一袋当たりの平均的なものを出しました。今後、2トン計れる計量量りを購入しましたので、持っているコークスにつきましてはすべて全部計量します。そういうことで誤差がないように、ちゃんとした数値でやっていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それから非常に村長、これでもう文書ばれていますがね。こういった注文は今後は、所定の事務手数を経てということで予算を講じて。これから見ると、もうこれは担当課を中心に動いたような感じがしておりますかね、今後は厳重に注意してください。しかし時間の制限もありますので、この点については一応終わります。同僚議員もやりましたので、重複したらいけませんので一応次に進みます。

あと1点。村有地、これは公用地、みんな村有地になっております。個人の使用について。質問事項、私は平成16年9月定例会において、行財政と普通財政については法的に私権を設定することはできないと、私権というのは自分の権利ですね。それは認められないと。これは農地法違反（農地法第3条、第4条）そして238条の4不法占有に明記されていると一般質問しました。当時の担当課長は工事の利便性を高めるために一時的に使用させたような話をしておりました。それ以外に許可していないと。村有地において不法占有がある場合には撤去指導をしていると。継続使用を希望する場合には法令にのっとり、自治法にのっとり、普通財産の貸し付けについては検討をしまいたいと。あれから5年が経過したんですよ。全く現状はそのとおり、何の処理をしたんですか。当時の総務企画課長。そして今ずっと黙認しているんじゃないですか。行政一体何か取引があるんですか、この地主と。答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

今の宮里議員の村有地の個人使用についてお答えいたします。村有地を個人使用している箇所につきましては、これまで撤去を求めたり賃貸、財産処分というようなことを検討してきておりますけれども、現在御指摘のとおり未処理のままであります。不法占拠の状態が続いていることについては、裏で取引をしているといったようなことは一切ございませんけれども、そのような疑念を抱かせてしまったことについては、まことに遺憾でありまして、早い時期に解決策を講じたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

まず、本村の阿真底原 1 1 番地宅地、3 4 5 平米についてこれは不法占有しております。それから座間味底原 8 8 2 番地畑 3 9 平米について、これも不法占有。それから座間味西原 4 6 9 番地宅地については、これは西原整備事業の中に区画整理していますけれども、これ役場は確認をしないうちに取りかえていますね、この土地は。村有地なんですよ、本当は。ところがその地主のほうはこれは総務企画課長確認していますよ。奥のほうなんですよ。いわゆるナカムラ電気屋があるところ。これはあとで報告してくださいね。どなたがそこは許可したのか。そしてこれを見ますと大変なことなんですよ。この 8 8 1 番地、名義は東よしひろになって宅地になっていますね。そして 8 8 2 番地、座間味村役場宅地になって 3 9 平米。これはいつ宅地に地目変更したかということの後で私に報告してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。この 3 筆の土地についてなんですけれども、調査しましたところ 3 筆とも平成 1 4 年ころから使用状態が続いていたように確認ができました。3 番目の西原整備事業についての土地の件なんです、だれが許可したかという質問なんです、個人名は出しませんがその当時の役場の職員がそのような口頭での、許可して建てたというふうに、現在住んでおられる方の確認をとってきました。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

話にならないね。役所の仕事を口頭でやったというのが通りますか。かつてでもやったことないですよ。これは総務企画課長、これは質問できないですよ。口頭でやった。しかもあなたの今のあれではもう十四、五年ぐらい使っているということになるとかれこれもう七、八年なるんじゃないですか。こんなことを許しておいて、これがあなたがおっしゃる行政の公正公平ですか。これはもう話にならないですよ、これは。次に移ります。もう時間がありませんので。それから農業委員会と担当課長に尋ねます。これまで農地転用の申請が何件ぐらいあったか。また現在あるのか。その審査基準、審査はどのように進められているのかを具体的に説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問なんです、農地の転用ですね。たしか今の記憶では平成 1 7 年ごろからの転用は 3 件今

度あります。あと権利の移動といいますか、そういうのは平成18年と平成19年には2件ほどあります。農地の転用等についての手続は、現場を調査してそして農業委員会の委員会にかけてその場で現場の調査等をして、それに意見をつけて県への申請等ということに、これまでの事務処理はやっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、この前の全議員で阿嘉、慶留間公共工事の視察をしたときに、特に目立ったのがこの農振地域内に事務所だとか、倉庫だとかいわゆる虫食いみたいに建物をつくられてびっくりしたんですけど、これの審査と許可についてこれも改めて伺いたいと思います。向こう虫食いみたいにして、これじゃあもう土地行政はできないと思いますけどどうですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿嘉地区の生コン会社の件だと思います。その中で今、事務所ということで整備をしているということで一応聞いております。その生コンをそこに議員も御存じのように、当初は港内、漁港内近くにあったのを移転したと。そのときに農地の転用手続をしております。その中でどうしても事務所が必要だということでその当時に事務所の許可を得たということになっておりまして、慶留間生コンの事務所の方とも一応調整したところ、そういう回答がありましたので、委員会としても認めたという形で処理しています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それじゃあその手続の踏んだ資料をこの議会終わってから、後日私のほうに提出してください。私は不思議に思うのは、農地の転用というのは難しくしている人は難しくして、簡単に与える人は簡単に与えるわけです。こういう批判があるんですよね。村長いいですか。村政は公正公平と言いながらよく言うんですけどね。このように問題だらけの村政は住民が乖離し、村民との対話がますますできなくなると思いますよ。そして仲村村政の足を引っ張るような事案が余りにも多すぎますよ。課長たちはよく肝に銘じなさいよ。これに対してコメントは要りません。質問続けます。問題の阿真底原、座間味底原の土地は平成4年4月13日、前所有者の知念長三郎氏より村の土地開発基金により、基金を運用していわゆる800万円も運用して売買取得したものであります。公共用の用地に寄与する土地または公共の利益に必要な土地を、あらかじめ取得するために設けたものであるから、その基金には低額の貯金を運用するための設置した基金と、これは返すべきだと思っております。わかりますか、意味が。本村の第3条の土地開発条例にありますが、村は基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ有効的な運用に努めなければならないと明記されております。前の質問の際にも申し上げましたと思いますが、そのような土地は公募による入札などの手続をとり、公正公平にすべきだと思えます。そしてそのような資金は一般会計を入れて、そして先ほど申し上げたとおり、やはり基金に戻すということが筋ですよ。今現在、土地開発基金はたったの660万円しか入っていません。平成4年基金が運用されていますので、基金の額。第2条基金の額は1,000万円とする。この条例に基づいては村有地を使用させたい。村民に対しては公募より貸し付けするなりして、基金条例を活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。以上。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。土地開発基金につきましては、以前監査委員のほうからも御指摘をいただきまして、運用の仕方がたしかに不適切な運用のされ方がされているということは認識しております。基金条例にも基金の金額が1,000万円というふうにうたわれておりますので、その基金に積み立てをして適切に運用していくことがこれから非常に大切なことだろうと思っておりますので、これから適切に基金が運用できるように検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今村内には、若者たちがUターン、そして観光事業に携わっている若者たちはふえつつあるんですよ。衣食住足りて礼節を知ることわざもありますよね。村営住宅整備もその一環で、若者たちの定住を促進するために整備されているのは御承知のとおりでございます。今は村の財政難で公営住宅の建設も途絶えておりますけれども、しかし今でもその村営住宅に入居希望者が数多く待機してございます。そして最近マイホームをつくりたいというような若者たちがふえまして、土地を探している状況下にあるんです。そのような状況の中にありますので、それ以上勝手に何の手続も踏まずに不法占拠させることは全く許されません、私は。私のみならず全部、村民。私は平成16年も不法占有に対して、強く抗議をし村民が納得することをやりなさいと申し上げました。あれから5年、経過しておりますよ。何ら進展なし。村長に伺います。議員は住民の声を村政に反映させるために一般質問を行うのであります。それはわかりますよね。その場のがれ、あるいは答弁のまやかしであり、住民代表である我々議員を愚弄するものであると思っております。我々質問しても何もなし。5年も、6年も。じゃあ我々何のためにやったかと。しかもこういうことは大きなネックなんです。土地行政の中で。この一体どうですか。最後に村長の所見を伺って私は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

そういう事実があるということ調査してわかっております。お話がありましたように、土地問題というのは非常に難しいのがございます。座間味村の場合は特にこの西原地区なんかですと、前行政から引き継がれてきた課題がかなり多くて、その処理等にかかなりエネルギーを費やしてきたところですけども、今もって先ほどのことなどがあるということは初めて知ったことですので、それからもう一つ。不法占拠ということで前にお答えしたとおりで、その場限りではなくてそのように貸してあった、建築するときの資材置き場ということで貸してあったわけですけども、それが継続してきたのでそれをひとつ売り払うか。売買するのか、あるいは賃貸にするのかということいろいろ検討もしてきております。おりますけれども、まだ解決されていないということにつきまして、今後早い時期に処理をするということをお約束をしてこの問題解決に努めてまいりたいと思っておりますので、また引き続きひとつ御指導を賜りたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長の答弁がありました。わかりました。それで最後に、これは法令違反をしていますよね、事実。だから法令違反は撤去しかたないです。早く撤去させてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前の部を終わります。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

第3セクター（21・ざまみ）の今後の運営計画と継続についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいまの金城議員の第三セクターの今後の運営計画と継続について。今非常に赤字で大変だけれども、この会社を今後継続するのかと。継続するとすればどういう運営方法があるのかという御質問にお答えしたいと思います。株式会社21・ざまみの経営につきましては、直接村長の立場で答えるべきものではないことを前置きし、経営者の1人として、また会社設立者としての立場からの発言であることを御理解いただきたいと思います。後質問にありますことにつきましては、平成16年3月の議会においてもお答え申し上げたとおり、平成17年に村が52%、漁協が4%、一般村民が44%の支援または出資により雇用創出を目的に有識者等の提言を受けて設立されたものです。その設立基本理念は、観光産業を核とする産業のプロモーターいわゆる産業複合化のかなめになるというものです。このため特産品の開発、製造、販売を主体とした経営が行われてきたところでございます。会社は平成20年3月31日で第10期の決算期を迎えますが、その経営の経緯を分析してみますと1期から5期は目的達成のための投資期。それから6期から8期は不採算部門の廃止または休止による経営改善期、9期は修学旅行の受け入れを核に新しい方向性を見出す経営拡充期と位置づけられるものではないかと思っております。今後の経営の方向は、旅行業専門家を迎え旅行業を軸に農業分野の掘り起こし等が計画されており、株式21・ざまみの本来の姿が形づくられるものと期待しているところであります。本来の姿と申しますのはやはり産業の複合化をやっていく会社ということでございます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

いろんな計画がありまして大変すばらしい計画だとは思いますが、この計画に沿った収入源となるのが本当に期待できるようなものではないわけですね。と申しますのは、最後に村長が申し上げた観光産業をもとにしたことと、それもいわばくちものでございまして、自然にはかなわないわけですね。去年も連休の場合には台風が3回も来て全部観光客もパーになったことがありました。そういう点から現在今、赤字が6,800万円も赤字を抱えているわけですね。この間の決算で6,800万円と私聞いていますが、私が聞いているのは今後本当にこの会社が現在のような収入額で運営できるかどうか。できれば私の希望としては村長、今いる職員を、例えば臨時職員とかいますね。じんかい処理とか、収集とかそういった臨時職員を切り離して本当に21・ざまみとしての会社としてしっかりとした職員を置いてやったほうがうまく運営がいくんじゃないかと思うんです。と申しますのは、経費が大変ですね。1カ月の給料を払うにも月260万円から70万円ぐらい払うそうですね。それが保険料も何もかも含めてか何かわかりませんが、そういう状態で

月2006、七十万円の給料を払うという収入が全く今後は期待できないと私は考えているんです。ですからこれを廃止するという事は急にはできないと思います、村長がおっしゃるように。だんだんそういった切り離して経費を少なくしていけば何とか運営ができるんじゃないかなと、私は思っているわけですが、そういうことはできないものかどうか。阿嘉のちり収集も、こっちのちり収集も別々にさせればそのちりとり業者も朝の8時から夕方5時までその時間に対する賃金を与えてすれば、両方の焼却炉に散らばっているごみもちゃんとした整理ができるんじゃないかと私は思っております。その21・ざまみに対しても非常にプラスになるんじゃないかなと私は思っているんですがその点についてはどうですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほども申しましたとおり経費の中身に入っていきますと、私が今ここであだこうだということはいえないと思います。私としては先ほど申しましたように、いわゆる会社設立者としてのあるいは村がこういうことに対しての支援をどうするのか。そういうことですけれどもただ、私も経営者の1人で、取締役の1人でもありますので、ということから村長としてはなくてお答えを申し上げますと、今6,000万円という赤字ということでしたけど累積では4,600万円ぐらいの赤字で、長期借入金2,000万円を入ると6,000万円という数字になります。実際には長期借入の2,000万円というのは、毎月大体50万円から60万円ぐらい年間約700万円ぐらいの返しになっていると思うんですけれども、そういうことで平成26年にはすべて長期借入が返済できるという計画のもとにやっております。ですから月々の出費というのは給料とこの前に投資した借入金、これの返済で充てているわけですね。それで先ほど1期から5期あるいは6期から7期というふうにみてきましたけれども、1期から5期はこの中の約3,000万円強ぐらいの赤字を出しております。それから6期、7期、8期はちょっと数字でみますと6期が250万円の黒字、7期が180万円の黒字、8期目は非常に少ない数字ではあるんですけれども14万円の黒字、9期目900万円、これはちょっと数字に整備の仕方もあったんですけれども、そういう形で赤字の各期の経常損益というのはそういう数字になっております。それで今ごみの問題で従業員を切り離したらどうかということですが、このことにつきましては役場から丸々雇っている数の給料は21・ざまみがもらっております。もらっておりますけれども、ただ支払いにおきまして支払いが各4半期に分けておいて、半期が終了しないとこの給料が入ってきませんので、職員に対する給料を前もって払っているということで、金が入らないうちに給料を払っていくものですから、このセクターとしては、会社としては銀行なりから金を借りてきて給料を払っております。そういった意味合いでかなり苦しいことは苦しいですけれども、ただ私はこの会社をつくるときに皆さんにもお願いしましたことは、個人と契約をするということはいわゆる補償ということで、特にこのごみ問題、それから学校の経理、バスの運転等々、これ個人と契約するということは補償問題でかなり今とやかく言われておりますので、これはやはり人格を持った組織との契約ということが大事だと、検討しないといけないということで第三セクターをつくって、そういうものを委託してまいったわけですが、今の御提言など非常に会社の経営にも、先ほど申しましたように給与が前もって払われていっている仕組みになっているものですから、かなり厳しいところは厳しいものがあります。それでもしかし繰り返して申しわけないんですけれども、やはり補償というものでどういう補償を持ってくるかということで必要かと思っておりますので、今の御提言をひとつ大事にしながら次の対策を考えていきたいと思っております。もう1つ、最初に答えましたけれども、今後は今まで観光産業というのはどちらかと言いますと民泊ということでの観光産業をやっつけようという考え方をやってきたんですけれども、第7期から修学旅行がぼちぼち入ってきて、これまで旅館組合がやっていた観光のコーディネートは21・ざまみがやるようになったわけです。それで

7期目ぐらいのときには修学旅行の学校数は7校ぐらいだったんですけれども、この平成19年10期にあたっては学校が27校、要するに売上高が約1億円超えました。というようなことで、確実にそういうものにひとつ特化していけば将来的には、先ほど観光は水物というふうに御指摘もありましたけれども、確実に伸びていけるだろうと。それでもう1つは、今までは観光業ということでやってきた。旅行事業者、旅行ということで今実は3%しか手数料をもらっていませんでしたけれども、これを6%、旅行業者とするとすれば十四、五%まではいただけたと思いますので、そういったような旅行業にシフトしていくということが検討されています。特に社長としまして、これまでは特産品ということでお願いしてきたんですけれども、今度は旅行業に特化していこうということで代表者も観光の専門を充てておりますし、また観光事業部門にも本当に専門家を迎えて次のステップを考えるということで、もう既に皆さんに12月の臨時議会で商工会長であるし、21・ざまみの社長である方から次のステップはこう考えますよというのがもう既に説明されたと思いますけれども、そういったようなことを検討しながらぜひ、次の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

12月には垣花社長から説明も受けましたが、今までは3%ももらっていた手数料が6%に上げられていくことになりますね。たしかに先ほど私が聞いたのは、収入は大体1億円ぐらい年間上がっているというふうな返事をもらいましたが、それから何パーセントが会社に収益として入ってくるのか。それはわからないわけですね、村長。村長が今おっしゃるようでしたら余計私としてはこのいろんな役場から今まで使っていたようなじんかい処理とかそういったものの人夫賃は離れたほうが、21・ざまみとしては立派な会社としての組織ができるんじゃないかなと。かえって私はそのように思うんです。ああいったものをグズグズこちから引きずって歩くよりは、ちゃんとした会社としてやったほうがかえって私は心強くないんじゃないかなと私は思ってそれを提案してみたわけです。もう1つ、一昨年まではこのインカのめざめ。あれを大分古座間味に植えつけましたよね。何か話を聞くと大分収入を得たという話もありました。去年からどうも衰えてきて、今年もこの間行ったら帰りに1本も植えられていませんね。あれはもうやめたんですかね。それとも採算が取れなくてやめたのか、それとも技術者がいなくてやめたのか。その辺をちょっと聞かせてないですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

インカのめざめにつきましては、植える方がいないということです。1つ要因原因はわかっている。今年も100キロは収穫して市場に出しております。というようなことで、決してやめてはいないんですがただ原因がわかってきましたことは、このつくるためにいわゆる肥料が割高になって、あまり引き合わないというふうな話がありました。ですからどうしても先ほども農業部門の掘り起こしを含めてというのはいわゆる堆肥の製造とか、そういったものを21・ざまみでひとつ手を貸しながらあるいはそういった部門にも手を差し伸べながらいわゆるJAのかわりをするぐらいの組織にしていきたいなど。そして幸いにして観光部門と農業部門、あと1次産業、水産業もあるんですが、まずは21・ざまみが手を出していくところは農業部門に手を出して、いわゆる地産地消の形を産業のいわゆるコーディネーターとかあるいはプロモーターというお話で、これをくっつけて複合産業化するようないわゆるひとつ組織にしていきたいということです。インカのめざめはぜひ農業委員会でも、金城議員では農業委員でもございますので、次年度からはジャスコ

ともまた話がいろいろ来ていますので、スイカとかいろんなのがありますから御指導を賜りたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

村長今、農業部門においてもぜひ私も農業委員だから進めてくれというお話ですから、阿嘉のほうでは土地も小さいし、またみんな高齢化して機械でなければ大量生産ができないわけです。座間味のほうでは古座間味とか、阿真、阿佐に平たんな土地がありますので、機械化できるんですが、また阿嘉のほうでは鹿というやっかいなものがいまして、なかなかできないんです。ですから座間味のほうでぜひ今までどおり、古座間味のほうで農業というのはなかなか人間が子供をつくるより難しい仕事なんですよ。なぜかと言うとあれは肥料も、土地の質も見なければいけないし、肥料もどういった肥料が適しているのかもわからないと駄目なことから、今後この21・ざまみでそういうことをするんでしたら、もうちょっと専門的な知識を持ったような青年とか、たびから用人してくるのではなくて地元にいる方を希望する青年がいたら、そういったものに働かしてもらったらどうかと思います。先ほどまた村長はそういう例えば学校の経理とかそういったもの、こういった団体の組織でなければ補助とか審議が出されないということがありましたが、たしかにそれは条例化しましたね。それもわかりますが、できたらそういったものを話してやったほうがいいんじゃないかと思えます。これから担当課長とも相談し合って、検討してみてください。これで私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

引き続きまして、2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

一般質問を行います。慶留間港の港湾整備についてであります。慶留間港の港湾整備については前々から要望を重ねてまいりましたが、未だに先行きが見えない情報も入らない状態であります。現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

慶留間港の整備についてお答えいたします。御質問にあります慶留間港はこれまで県に対し、整備の要望を行ってきましたが、現在の港湾整備計画の中には含まれていない状況にあります。平成20年度に港湾整備計画が見直される予定となっており、村としては計画に組み込むよう県に対し強く要望していく考えであります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは県議会でも取り上げられまして、当時の土木部長が座間味村とも連携を取り合って前向きに検討したいと嶺井議員の質問に答えていましたが、それから県から話し合いのほうはあったのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど申しましたように、計画ということでは今年から見直しをするということで、これまでの港湾計画

は第何次計画というのはなくなりまして、やれる必要な箇所から組み込んでいこうということになっておりまして、ちょっと日にちは今すぐいつだったということは申し上げられないんですけども、去った2月だったと思いますけれども、いわゆる港湾あるいは空港整備事務所長津田所長がわざわざお見えになりました、そういう計画の中で座間味村全体としてはどういうことだろうということで、既に要望してあるものの確認には来られておりました。それでそのときにお話し申し上げたことは、まず慶留間港におきましては船揚場の整備を優先してくださいと。それは台風時に道路に船が揚げて置かれて、ロープを張り巡らしているために、何かいざ避難しようと思っても道から歩ける状態にはありませんと。そういったものを早く解消してもらうために、船揚場をひとつお願いしますと。それからもう1つは、2番目をお願いしたことは防波堤の西側の延長ですね。あれが今の突堤をちょうど南西の風から守れる程度伸ばしていただきたいということでございます。それがもし不可能であれば、港湾の入り口としてこれ以上狭くするわけにはいかないということでひとつシミュレーション等で答えが出てくるならば、いわゆる今阿嘉漁港、それから座間味港湾につくりました。波除堤の設置を何とか御検討いただけませんかということで、港に関してはこの3つ。まず船揚場、それから西側防波堤の延長、波除堤ということで2月、後で日にちはしますけれども、港湾事務所長の計画調査につきましてはお答え申し上げているところでございます。またぜひお願いしますと、要望もしているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。村長の話の伺って、情報としては行っているということで安心はしましたが、やはり現状を今特に村長おっしゃったというように、我々も特に船揚場の要望。台風時に道に揚げるのもそうなんですけど、台風時あそこの船揚場のスロープはいわゆる波で砂や石がごろごろしていますので、いわゆるスロープの継ぎ目が膨張するゴムを挟んでいますよね。あの継ぎ目が砂や石に削られてもう溝ができていますよね。ですから船をあげるときに、勢いよく揚げないと揚がっていかないわけですね。台車のタイヤがかかりますので、勢いよくあげるとバウンドして台車も傷みますし、船もいわゆるバウンドしますから非常に痛みが早くてこれを何回となく繰り返すと、阿嘉、座間味に比べたら船の寿命もいわゆる弱くなるんじゃないかなと、だから早目の措置。今現在ダイビングショップが1軒あるんですが、その方も大きい船ですね、やはり慶留間では揚げられないということで台風時には阿嘉に避難しているわけですね。避難するのはいいんだけどいざ台風が直撃して、慶留間阿嘉間が通行どめになると本人は船の状況が見に行けないわけですね。今自分の船がどうなっているか。普通島にいれば時々見に行けるんですけど、阿嘉の方をお願いして見せているという状況ですね。非常にやはり阿嘉の方にも迷惑をかけていると思いますので、その辺やはり早目に特に村長が言ったように、我々も船揚場から早く整備してほしいと。それをやるからにはやはり島のいわゆるかかわっている方々の意見を聞きに来てほしい。自分たちだけで図面をつくってはいいですけど、予算つきますよということでは駄目なんです。つくるからイッターダマトーカーとは駄目でやはり現場に来て、どこがいいのか。地元とも協議して納得した上でこれを進めていってもらいたいと思いますので、またこれからもまた協力のほうよろしくお願いいたします。以上で私は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第2．議案第14号 平成20年度座間味村一般会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

じんかい処理について質問したいと思います。今回じんかい処理が6,762万2,000円と計上されていますけど、去年より600万円ほどふえているんです。去年の予算規模からしますと3億数千万円予算規模が小さくなっているにもかかわらず700万円の伸びになっているわけですけど、この塵芥処理費のごみが結構話題になっているんですけど、今年、溶融炉関係でトータルで4,500万円ぐらいの規模が予算なんですけど、平成18年度、平成19年度としてごみ予算が十分に確保できなかったという経緯を聞いておまして、実際どれだけの予算があれば稼働処理できるのか、お聞きしたいんですけどよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ごみの予算の質問ですけれども、これまで過去においては当初予算において必ずしも年間のごみの予算の計上というのが不足をしておりました。それに伴ってそういう予算が必ずしも焼却できるだけの額が計上されていなかったものですから、いわゆる予算書に積算する4月から3月までというごみをこれまで焼いたきた経緯はありません。持ち越しがほとんどの状況です。ということで12カ月という、概念では1年というごみ処理費用の数字というのは非常に出しづらいです。今回の予算計上におきましては、現在で15カ月分ということで過去のごみを焼却した実績で15カ月分、それでこれから発生するごみの推定量。今回計上してある数字は約730トンの処理を見越して計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

じんかい処理の中の委託料の、今回2,184万8,000円となっていますけど、これにすると60日ということによろしいんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほどの一般質問にもありましたけれども、ごみをどのように処理するかということで併用案を今、考えているというお答えをしました。予算の中に計上してあります2,184万8,000円の積算につきましては、いろんな体制に対しての調整等、他市町村とのそういうのがまだ済んでおりませんでしたので、いわゆる予算の提出時期においては溶融炉を稼働して焼却をするということで、1回当たり23日の3ですから、69日間の焼却期間での委託料を計上してあります。燃やす期間が69日ですね。準備作業がありますので、これにプラス6日、75日ということで計上してあります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これは1回で連続75日というわけではないわけですね。初回の操業については一応23日ということですね。23日の、必要なコークス量及び75日操業の想定としてのコークス量についてお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

コークスの使用量につきましては、これまでの実績で日当たりの使用量というのが電子データで出てきます。必ずしもやはりごみの状態が一定でないということ。そういうような条件等も加わって必ずしも一定量のコークスの量で毎日燃やすということではありません。若干増減が出てきます。平均的なこれまでの焼却の実績からしますと、1回ということでは区分をしていますが、1回イコール焼却日が23日、準備期間を入れて25日という計算の中ではコークスの使用量が約120トン程度の消費量を見込んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

120トンということでありまして、これは3回ということでは360トン確保しておけば、730トンは溶融炉が動けば処理できるコークス量という形になりますね。この操業ですけど、1回操業して23日、1回休ませて次の操業の間隔というのをどのように考えられていますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

平成20年度のごみの焼却につきましては予算で先ほど申し上げましたように、溶融炉の3回の稼働ということで計上してありますが、現在、かなりごみの集積量が膨大にありまして、早急に集積してある部分を片づけていきたいと。1回目につきましては炉が10月に停止したこともあって、確実にごみを処理できる方法ということで併用、持ち出し焼却ということで考えております。この併用で今集積してあるものをほぼ片づけるという計画案です。これから持ち込んだものにつきましては、ごみピットの中に保管をして夏以降に集積した分は阿嘉、慶留間の方も含めて座間味の方も含めてピットの中に集積をしまして、衛生管理を図りながら9月以降に残りのごみを溶融炉で…。溶融炉ということは1回目の操業の様子を見ないといけませんけれども、その様子を見て2回目の稼働が可能でしたらそういうような焼却法を考えています。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

そういうことでしたら、今現在座間味村にあるコークスが今126トンあります。この上の6番の、座間味焼却炉の燃料費コークス687万5,000円、これは別に当初予算に入れる必要はないというふうに私は考えるんです。というのは2回目以降のコークスの操業が夏以降、9月以降ということであれば、これは当初予算に入れずに補正で組んだほうがいいと。その理由は御承知のとおり、今裁判をしましてその関係のコークスは337トンもあります。その取り扱いがはっきり当然もうそのときにはしているはずで。そういった意味で予算とか、お金のだぶりがなくなるといってその様子を見るだけの時間があるということ踏まえて、このコークス105トン分の687万5,000円、今回当初予算に乗せる必要はないと思うんですけどいかがでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問、コークスの費用についての計上の件なんですけども、先ほど申し上げましたように、推

定ではあるんですけど120トン程度、1回目で処理をすると。残りは9月以降だということで、裁判の保留分もあるのではないのかということなんですけど、裁判につきまして今のところは口頭弁論再開ということでちょっと先送りになりましたけれども、予想としては早くて6月ぐらいが結審というような、これはあくまでも予想なんですけど、これまでの経緯を見ても再開をしたということはもう少し時間がかかるかなという予想もされます。そういう中で377トンという相手方の主張があるんですけども、これについては現場で見た限りそれだけあるということは容積で計算してもほぼ遠い数量です。今円高で非常に輸入する場合に不利な条件になるんでしょうか。そういうことでそれで鉄類等の高騰が依然として続いております。よってコークスの燃料というのも非常に高いというようなことで、早い時期に燃料のコークスを確保しておきたいという考えと、それと非常に財政が厳しいですから、補正予算でというのは非常に期待が薄いと。あらかじめ確保しておきたいというのが主幹課としての考えであります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

円高だったら非常にいいことなんですけど、対元という、中国から輸入している関係では円は弱いんですね。ただしこれはトン当たり6万5,000円ということが安いのかどうかというのも私は、ちょっと疑問に思っているんですけどね。それともう1つは一般質問でも取り上げましたけど、この105トンというコークス取引というものがどうしても、例の一般質問でも取り上げられたコークスと同じものであるということ。非常に疑惑を持たれるというか、住民に誤解を与える数字ということで、あえてここでそのような理由だけでありましたら当初予算から外して、補正予算で、新年度で新たな発注書を持ってやったほうがわかりやすいというふうに私は思います。これが住民に、私たち含めていわゆる事後処理としてのやり方じゃないかと。きれいなやり方じゃないかと私は思います。それでこの塵芥処理費の中の操業委託料についてちょっと再度課長にお聞きしたいんですけど、平成19年度の操業委託、これが6月1日で見積もりをもらって7月6日で業務委託契約がされていますよね。当初予算で1,000万円ですけど、6月定例で補正組みまして1,226万3,600円の業務委託契約書が結ばれています。この業務委託契約書の内容からすると、その委託契約期間が7月1日から8月31日と決まっています。実際実態を見ますと、作業とか入っていますけど操業したのは10月ということになっています。その間に契約書に基づいて3割の金の支払いとか、いろいろなことされていますけど、でもこの支払いのほうをちょっと説明していただきたいんですけど、10月操業時点では10月1日から実際操業、火入れして稼動して1日から4日までごみ投入しています。途中で操業をストップしているわけですが、そのときに操業委託金の支払いについて操業が終わった後に、19日付で委託契約書の改定が行われております。改定の後、当初の見積もりによる操業委託費が967万4,360円から564万9,920円に減額見積もりがされています。それとその整備については342万7,020円から661万3,680円に増額という形での内部での変更がなされているわけですね。操業ストップしてからそういった形の事務処理されていますけど、時系列に考えてどうも私のほうで納得いかないんですけど、操業前にだったらわかるんですけど、操業は短くたってお金は余るはずなのに終わってみたら、内部変更で予算が全部消化されていると。これは私の勝手な思い込みで失礼かもしれませんが、予算消化としか思えなくて操業がちゃんとやってもやらなくても、組まれた予算は全部業者に払うんだというふうにしか思えないんですね。その後業務完了、すべて含めてこの契約についてはもう完了しているんですよ。なぜ当初の計画の通りいってその整備見積もりで契約しておきながら、整備見積もりが操業ストップして300万円もふえるのか。委託契約については減額は当然ですね、操業期間が減っているんですから。そこら辺のことちょっと説明してもらえないですか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ちょっと前年度のことで資料を持っているのに限りがありますけれども、変更はたしかに操業を終えてから改定契約をやっております。我々事務屋ではどこどこを修繕するという修繕依頼ができません。技術者でもありませんので、当初契約をして作業スタートした場合にでも、あらかじめ表面的な目視という形で、作業箇所の限定をして委託料を組んだんですが、肝心の内部のほうの作業が一番、心臓部と言える集じん装置。その修理に大分手間暇かかってしまいました。そういうことで金額、先ほど申し上げたんですけど300万円か400万円ですかね。整備費のほうは逆に増額になっております。そういうことであらかじめ我々が指示できないものですから、点検をしている間にそういう重要な部分を取り返したり、あと附帯的にほかの箇所も点検をした場合には、いろいろと取りかえ箇所が出てきたということで、これにつきましては予算寄せをしたのではなくて、いろいろと後で資料を出してもよろしいんですが、いろんな機器類の部品等、資材等の発注が後で取り寄せたのではなくて、作業は大体もう8月の後半までに終わってしまっていたのでそのころに全部取り寄せております。ということで必要に応じて部品等の調達、そういうものがあつて増額になったということで、そのときの作業の内容というのは作業日誌がありますので、その中に何名でどういう部分で、どういう部品の取りかえをしたとかという詳細な報告、これはきょうの質問を受ける前に個別でお話がありましたので、作業日誌のほうは先にお渡ししてあるかと思っておりますけども、そのほうをごらんになっていただければ事前にそういう作業がされたということが確認できるかと思っております。そういうことで予算をあから使うというものではなくて、必要だったというような判断をしております。これにつきましては専門的な知識を持ち合わせていないということで、大変申しわけないんですが我々事務屋のもんですから、それとあと停止しました、途中で。それにつきましては当初の見積もりでは何日ということで設定してあったので、それより短くなっているわけですから、それは契約相手方のほうにその分、契約履行期間の操業はしていませんということで減額、改定契約をしております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

この業務委託契約書というもののとらえ方なんですけど、これについては当初は337万円の業務をしてくれと。それ以上かかるんでしたら、その時点で要するに業者がやったからじゃなくて事後処理じゃなくて、相談があつて予算的措置をとるのが当たり前ということですね。結局それもせずにして操業やって、操業は予定どおりに行ったらこれはどういうことが起こるかと言いますと、予算もないのに操業しているという形になりますよね。違いますか。これ操業をまともについていたら足りないじゃないですか、この委託契約書の中で。要するに業者がこれこれやったら、金を払えと言ったらそれに合わせて金を払っていくということですか。これなぜ私去年のことを持ち出しているかと言いますと、今回の予算についても全然こういうやり方ありますとわかりづらいと。去年ごみがほとんど燃えていなくて、それでも業者に整備とかいろいろかかっていますけど、課長、数字が間違っていたらごめんなさい。2,900万円から3,000万円近く金が流れていますよね、じんかい処理で。琉球ネットジャパネットサンワさんに、ごみが処理されていたらわかりますよ。ほとんど処理されていなくて金がない中、これだけの金が流れているんですよ。要するに溶融炉を維持するというだけでですよ。溶融炉を維持するというのはごみを処理するためにかかる金であつて処理されていません。確かに整備とかいろいろあるんですけど、こういったやり方というのは逐一その時点で事前作業の中で、予定の金以上が出るのであればそのときに業務改定をするべきじゃないのかというふう

思っていますけど、今回4,500万円という金がたしかに別の形で持ち出しとか入っていますけど、そのままこういった形になっていきますと、最初からその分の仕事をつくってしまうと整備にいくら金がかかるかわからないという状況が今後も出てくるという、整備の正当性というものが非常に怪しく見えてくるんです。今回、さっきのコークスの件と操業、確実なごみ処理ということで溶融炉を動かすということなんですけど、事前整備における責任。これが事前整備に怠ったために起こった不具合なのか、もともと基幹不具合なのか、もともと性能検証の分でのお答えなのか。そこらのことが客観性がないということを感じています。今回、委託契約書についてどのような形での委託契約書。そこら辺、操業責任とか整備責任とか、事前の協議とかそこら辺のことは十分明記して契約に結ばれるんでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

4件ですね、質問は。去年の質問ですけども、停止しなくてそのまま操業していれば予算が不足したのではないかということですが、いわゆる不用額になったもので約8日、9日分ぐらいの予算があったことと、それでもし連続でいっていた場合には途中で、予算の範囲内でとめるというような措置を取らざるを得なかったと思います。その場合には、せっかく焼却開始していますので消耗品等、そういうものを重要視しながら少し稼動を伸ばすというような調整も図ることができましたので、そういうようなことを考えて判断しておりました。現場にできるだけ燃やす時間を長くするための工夫というんですか、これはちょっと内部の言い訳になるかもしれませんが、若干8日程度は減にした分の余裕があったというようなこともあります。それはもちろん消耗品から流用しての話です。そのように整備に回っていますので、ちょっとわかりにくいかと思います。それからされていないのに費用がかかっていた結果になっているということにつきましては、これは故障で停止ということでたしかに結果論としてはごみの処理量は53トンということで、非常にこれまでの操業の中では少ない数値になっております。故障ということなんですけど、これには責任の所在というお話もありましたけれども、これにつきましては先日の現場調査のときにも計量機等を3個取りかえたというようなことで、そのいわゆるセンサーの甘露不良だというようなお話も現場のほうで申しあげました。予算等についてはちょっと財源的な問題もありまして、必ずしも当初で必要分をいただいております。補正でこれまで過去2年においては補正で計上してもらって、何とか操業をやりくりしているというようなことは、議会のほうに予算も出してきましたのでそのあたりの予算のやりくり、予算措置等についてはよく十分把握しているかと思えます。今後の委託契約のつくり方なんですけれども、これにおきましては必ずしも操業の予定どおり履行されるということはまずあまり、これまでのつくり方の中では特記事項が不足しているということを痛感しております。不具合も2回あったんですけれども、これが発生した場合に責任の所在はどうするのか。それを明確に、特記事項の中に追加をするということと、法的な争議が発生した場合にそれを県内で処理するというのもある自治体の職員のほうからいろいろと今回の座間味村の状況を見て、そういうような助言もありましたので、この2点については庁内で整理をして契約の中に取り入れていこうということで今主幹課としては、追加事項として、特記事項の中に含めて明記したいというふうに考えています。その場合にはいわゆるだれがじゃあ判断するのかということなんですけれども、これはいわゆる双方に中立な立場の人。第三者というんですか、そういうような方をもって調査依頼をするというようなちょっと踏み込んだ形での体制も含めて明記していきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

ゴールデンウイーク前までにごみは片づけるということで、一般質問ではあまり踏み込まなかったんですけど、4月早い時期に操業を計画されているということなんですけど、今が3月20日ですね。実際4月早い時期に操業、今現在まだないということでしょうか。その辺ちょっとお願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

操業の体制について、先ほども一般質問の中にもありましたけれども、前提といいますかまず予算の確保ができることというのが前提になりますけれども、待つばかりというわけではないので、体制づくりをしないとイケません。今人件費の削減ということで、それとこれからの操業を続けていくためにはどうしてもやはり外部から作業員を呼んでいてはいつまでも削減できませんので、今回できるだけ地元から集めたいということでそういう作業員の確保ということで既に動いております。人数としては全部で12人作業員が必要になります。その中で前回の停止したことも含めて、技術者は前回1名でしたけど今回もう1人、以前に操業した方をぜひ確保して連続操業できることを高めていきたいという理由で1人ふやしている。あと主任クラス、これまでの操業実績の長い方2人ということで、一応声かけはしてあります。あと地元の作業員、今5名ほど働けるというようなことで今、本人ではなくて監督員のほうから報告をもらっています。あと数人ですね。どうしても確保できなければ沖縄本島ということになるんですが、大体大方4名、6名、7名、今7名そろっていますけど、あと技術者1名とあと一般作業員3名ですか、4名ですか。ということでその辺の調整をしているところです。早目に、もう予算も承認いただければあしたには議会も予算についての採決終わりますので、急いで残りの作業員の確保等についてとりまとめて体制づくりをやっていきたいと考えています。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

確認したいんですけど、財政が厳しい中、6、700万円も一応ごみ処理に入れているんですけど、それ委託契約の人員とかそういうのは委託先がやることですよ。村がやることではないですよ。そういうことであれば別にちゃんとした体制で、向こうの責任でもって操業していくということで当然そういうことになりますよね。わかりました。とりあえず私の質疑はこれで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般質問で予定でした施設の使用に関してですけれども、リストをいただいて非常にいい状態であるんですが、交流施設運営の経営と運営状況を出してもらったんですが、去年の3月は非常に紛糾した収入と支出の経過が非常にバランスのとれていない状態でありましたけども、その中で運営方法を変えたということで結局予算を承認しまして、これをいただいたあるいはほぼもうちょっとだけ赤字かなというぐらいで、ほぼ維持管理費と施設使用者の使用料状況がほとんど均衡していますので、こういう運営のやり方を今後やって

いただきたいんですが、この報告書の中で艇庫と交流施設の一緒に使ったときのものが報告書にないんです。運営の計画の中にもないんですけども、どのようなバランスをもってやっていこうとしているのか、その辺ちょっと教えていただけますか。例えばこの交流施設に泊まる人が、艇庫の中にあるものをどのぐらいの割合で使われるような計画をしているのか。その辺ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの金城議員の交流センターと艇庫の利用方法。平成19年度はヨットの国体選手とか、強化選手が来まして、宿泊は交流センターを利用しまして、艇庫等は座間味の、個人で持ってきているものもあると思いますけど、村のヨットも利用しているようです。今後もこういう研修等がありましたら積極的にやってまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

交流施設の使い方に対して平成20年度の運営が出ております。今教育課長が話されていたオリンピック選手も来ていたんだと。そういう具体的な使い方といいますか、これを艇庫のほうと要するに村の稟議とかありますよね。それにはどういうふうにしてどのぐらいの収入を上げるんだということで、もうちょっと具体的に教育委員会と課のほうで詰めた話をして、平成19年度は1, 187名という報告がありますが、台風等が多かったのもそういう人数になったんだろうと。大浜の施設も大分キャンセルのほうが多いということで、これは努力しても自然条件に勝てませんので、そういう状況になっておりますが、もうちょっと詰めた話で運営の収入を上げられる方法をもうちょっと話してやっていただきたい。もしよければほかの民間でもいいですから、そういう人たちも含めた形でやってもらえるようお願いしたいと思います。

続きまして、ちょっと総務企画課長にお尋ねしたいんですが、去年から話出しているんですけど、掲示板が非常に村の行事の伝え方といいますか、その掲示板が非常に汚いですね。人の家の壁とか、電信柱にガムテープでべたべた張っている状態なんですね。これは何回注意しても聞かないんですけど、それが雨とか降ると掲示板がないためにコンクリートからはがれてそれで飛んでいるんですね。もうごみになっているんです。昼間お聞きしましたら、一応こういう掲示板はつくってあるという話があるんですが、それを設置するためにはかなりの費用がかかると思うんですけど、私の見落としかもしれないけど、どこにどういう科目で支出入っているのか。その辺をちょっと説明してもらいますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。掲示板は平成19年度においてたしか5基程度、製作はしております。ただ設置については今役場の下と阿佐地区のほうの設置は済んだんですけども、平成19年度内であと阿嘉のほうの2カ所を設置完了する予定ですので、平成20年度の予算のほうにはその予算の措置はありません。御指摘のとおり今人の壁に無断で張っている状態で非常に見苦しいという指摘は以前から受けておりました、掲示板の製作とあわせてお知らせの仕方を、ちょっともっといい方法がないか検討させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

役場の前のほうのを見させていただいているんですが、やはり設置する場合は場所があるんです。今皆さん便利に利用している壁、あれに家主に話してもらって、協力してもらってただベニアだけをつけると。大した費用は係らないんですよ、はっきり言って。阿嘉に2カ所だと公共掲示板は2カ所しかないという変な話で、1カ所は漁協のものを勝手に使っているみたいですけども、私が参事をやっているときにいやどうぞ使ってくださいとは言ったんですけども、今の組合長に断っているかどうか分からないですけどね。その2カ所だけでは掲示板にはならないので、ほかに利用しているのはたくさんありますから今度は家主にも協力してもらって、ベニア板だけで設置すれば、ピンでとめると風で簡単に飛びませんからね。そういう予算も何万円か要ると思いますけども、その辺をちょっと都合していただければと。そして終わった予定のもの、お知らせというものはその担当者が確実に回収するということをしてくださいね。終わってから半年もそのままあるんです。これ来年のお知らせしているのかなと勘違いする人もいますけど、そういうことでその辺は6月の補正で出てくるんじゃないかと思うんですけどもお願いします。

あともう1点ですけども、これは教育長のほうにお願いしたいんですが、戦争の体験者とか子供たちの意見を載せた本が完成しまして、私どもも1冊ずついただいたんですが、これは管理といいますか配付先というのはどういうふうにならなっているんですか。その辺ちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ガイドブックの件ですけど、配付一覧名簿をつくりまして村内あとは団体等に一覧をつくって管理しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはガイドブックといっても議員とあと各団体の長だけでははっきり言って教育になるのかなと。ガイドブックになるのかなと私は思っているんです。多分2,000冊をつくったと私は聞いているんですが、修学旅行に来る人たちにも使おうということで議会で話しておりましたので、修学旅行にどのように使っているのか。その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

修学旅行が1回しか来ていないですけど、完成して配付しております。1人ずつ配付してありません。団体に1冊は配付しています。それから学校に50冊、阿嘉30冊、慶留間20冊ということで生徒たちの平和教育に活用していただくようにということで配付してあります。あと県関係ですね、公文書館、図書館、おのおの関係団体に配付しています。ただいま400冊ぐらい配付しています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、あれが完成したということでテレビ、新聞に載ったときに、私どものほうにも郷友会の人たちから買えないのかなと。配付はどうなっているんですかという問い合わせがあるんです。自分たちもほしいんだと。どのようにすれば手に入るんですかという質問が来るわけです。はっきり言って何十名という単位で来てい

ます。これができたということ予算つけてやりましたから、住民もほしいという人は必ずいるはずで。今後そういう人たちに対応するためにはどのようにしていくのか。あと高校で修学旅行が来ますと1クラス40名か、30名かわかりませんが、そういう人たちが来て1冊を渡してしまうとこれどこに行くかわからないわけですねはっきり言って。だからそういうものも含めて、逆に増刷とかそういうことを考えていないのかと。逆に私が提案したいのはほしい人には売ってもいいんじゃないかと。そういうものを売って利益上げるのはいかないと。自治体はそうはできないということも言われるかもしれないけども、でもそういうものではないと。要するにその著作権でちゃんと教育をして、それでまた次に新たな教育に生かすという方向があってもいいんじゃないかと思うんです。その辺教育長はどのように考えられておられるのか、ちょっとお答え願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

このガイドブックはおっしゃるとおり、これは金を取って販売するというつもりでつくったんじゃないです。あくまでも児童生徒のために平和教育に対する一つの方向づけとして、しかも座間味村から第二次世界大戦が始まった。こういう事実がありますので、最初に起こった悲劇の島ということで非常に関心が持たれていたということもありましてそれをつくったわけです。冊数は2,000部になりました。これちょっと失敗したんですけども、この引渡式のときにマスコミが私の許可を得ないで、販売をするというふうに書き込んでしまったんです。だれが言ったかわかりません。とにかくそういうふうに書かれてしまった。それから日本全国から殺到しました。もうそれがたまらなくなって、一応じゃあそれはもう受け付けをしようということで今盛んにやっているところです。今内々で議員の皆さんに正直に言いますけれども、責任の問題は後回しにして、内々で一応は販売すると。ただ冊数が決まっております。販売できるのは1,000冊以内なんです。限定されます。だから1人で何十冊もほしいと言ってもお断りをしています。手続の方法はファクスで申し込むということですが、電話を入れればこの係りの人が申し込みの仕方を教えるようになっております。これは県外の人向けですね。郷友会関係等これはできるだけそのポストに、団体のある地位を持った人たちには無償でももちろんおあげしようと思っております。村内などで無償で提供しているところはまづ学校ですね。学校、これは生徒が1回にクラスで使っても使える分をおあげしております。それから職員、そして議員、それから教育委員、それから元議員、それから島の有志、民生委員、区長、こういう方々が、その他農業委員なんかにあげます。しかし兼職している方には1冊ということになりますけれども、だから1人で何冊もというわけにはいきませんが、1人何冊かやっております。まだまだありますので、郷友会等も今盛んに進行形なんです。慶留間、阿嘉、座間味、座間味という阿佐、阿真も含めてなんですが、その郷友会関係等で非常に有志と言ったら何でしょうか、核になる人たちがいますよね。ピーアール能力を持ったと言いましょうか、その人たちにも無償でお届けしております。だからできたらこれは何回も増刷をして、好きな人には幾らでもというふうには考えております。頭の中ではですね。ただ大変な作業がありますが、でも著作権はまだこっちのほうにありますので、これをお願いすれば発売ができるようにはなっておりますが、2,000冊を処分中でありまして、その行方を見ながらおっしゃるような方向で考えてみたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

著作権もあるので増刷してお配りをしたいということでもありますけども、これは無償でやりますとまたこっ

ちから金が出ますから、それは先ほどから話していますように、やはり出た分は取り戻すという方向を考えていかないと、自治体だからただでやりましたでは、赤字になりましたでは話になりませんので、もし教育委員会で金を稼ぐのはもってのほかだということであれば、商工会もありますから観光関係、修学旅行関係も使っていますので、彼らにこの版權を幾らでということ譲って、彼らがそういうものの販売も旅行の中のセットでやれるような方向もあるんじゃないかと思っておりますので、その辺できましたら、皆さん受け付けしてどうのこうのでは大変だと思うので、その人たちはその人たちの中で組み合わせをさせてやったほうがいいんじゃないかと思っております。

あと1点だけいいですか。これは総務課のほうなんですけど、何か座間味村のホームページにインターネットでアクセスできるような有料広告サイトがあると聞いていますが、ありますよね。これはこの収入予算中のどこに計上されているのか。あちこち探さきれないものだからこれを教えてほしい。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

バナー広告についてお答えいたします。バナー広告については49ページの雑入ですね。49ページの5目雑入の説明の7番目、雑入の雑入です。現在、平成19年度歳入として受けておりますので、この細説に受け入れるべきですがけれども、今回大変申しわけございません。計上のほうが漏れております。参考までに申し上げますとバナー広告、現在8件の業者に広告を出していただいております、月1万1,000円の歳入があります。したがって平成20年度の補正等において、適切に計上させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務企画課長申しわけない。もう1つ連続的に聞いていいですか。去年、すぐやっていただいたんですが、封筒に広告ありますよね。あれは当時使っていた青い封筒が無くなり次第やりますということで、直ちにやってもらったんですが、多分この広告収入というのは封筒の印刷費用とかそういうものに回されているとは思いますが、実際にはどのぐらいの金額になっているか。ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。封筒広告についても、県内で初めてということで昨年からは実施をしております、封筒の大きさにもよるんですけども、一番安い封筒で4,000円。一番大きいのはA4、B4でしたかね、封筒で2万4,000円ぐらいの単価になるんですけども、現在6社ほど利用していただいておりますが、金額としては20万円以下ぐらいの金額にとどまっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。収入で、何かの形で支出のほうのカバーできるようなものがありましたら、やはりそういうふうにしてどんどんやっていただきたいと。そうでないと、ただ持ち出すだけでは話になりませんのでその辺はまたお願いします。

あと1件だけ、今度は教育委員会のほうにお聞きしたいんですが、海外ホームステイ150万円の予算を構えてありますが、これまでに何名ホームステイをやってきたのか。その人たちが帰ってきて、その教育を生かした職業についている人は何名いるのか。あと今年は何名予定されているのか。これちょっとお願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

妻恋が平成9年からですから、10年近くなります。年3名、座間味、阿嘉、慶留間1人ずつ、これは学校から推薦してもらって7月20日ぐらいから8月20日約1カ月間。カナダのバンクーバーにホームステイをさせております。帰ってきたら追跡調査はしていません。どういう職業に入っているか、これからまた調査したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今年3名になるわけですね。できればやはり個人材教育のこれだけの金をかけるわけですから、予算が余っている予算ではないので、やはりそのあとのケアと言いますか。やはりそれなりにそういうホームステイに行ってきたことを生かせるような、バックアップができるような体制でやっていただかないと。ホームステイはやったけども全然何の役にも立たなかったら、せっかくの人材育成が何の役にも立ちませんので、その辺は教育委員会のほうもバックアップも含めて考えてやっていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

平成19年の村の行政改革が変わりまして、新しく税務課というのが入ったわけでございますけれども、こちらのほうから14ページから15ページのほうですね。滞納繰越分が変わらないですけどその効果はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの金城勝英議員の滞納分の予算措置の件ですか。ちょうど税政課を誕生させて1年目というか、4月1日からですので、すくすくと育ててきまして予算措置においては随分辛く予算措置をしております。ちなみに先ほどの税政課を設置して効果があったかというふうなことで、昨年度を比較してみると3月6日現在で、いわゆる集計は2月末のデータをここで参考に申し上げておきます。個人住民税に関しては滞納分の徴収率が昨年は2月末で11.3%だったのが、今年の2月末で58.9%の徴収を上げております。固定資産税についてはほぼ少しマイナスです。徴収率が去年よりは。なぜこの個人住民税の滞納分が大きく上昇したかというのは、例の県の職員の併人制度を利用した9月から11月の3カ月間にかかなり力を入れて、もちろん徴収法のノウハウも伝授しながら並行に徴収に当たったのが大きかったかなと思っております。税政課はまだ1年目なんですけれど、これから差し押さえそれから分納計画、そして県職員との二人三脚という

んですか、連携ということですから育ってきていると思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

新しく課ができて、このようにして一生懸命やっているんですけども、やはり今うちの村としましてはどうしても自己財源の確保が非常に第一でございますので、大変苦勞すると思うんですけども頑張ってもらいたい。このように思っております。またあと1点、関連するんですけども、今の税政課において今後、課長がやめるという話を聞いておりますけども、その課をそのまま維持するのか総務企画課長にお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。本議会、3月定例議会に組織の再編の提案はございませんので、税政課はそのままでございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私が言いたいのは課長を置くか、置かないかという意味なんです。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

置く予定はありません。総務企画課長兼務ということは今検討しているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私が非常に聞きたいのはやはり皆さんというのは行政のベテランと思うんです。だけど1年に課を置くために条例をかけて、それだけの莫大の経費をかけておいて1年ならないうちにその課を置かないとか、そういったものとは私は行政のあり方としては、今までの課長というのはただ置くところがないからつくっておこうというようなものしか私は考えていなかったんです。どこに行くものがないからこっちにつくって置いておこうというものと同じですよ。1年もやらないうち、じゃあ総務課長はこれだけの方をまた自分のところに持って行くんですけど、その手当は何パーセントもらったらいいんですか。このようにして責任というのは、こんなに簡単じゃないんですよ。ただ1年やらないうちに置かない。こんな、しかもこれをつくったときに非常にみんなが練りに練ってやってくるでしょう。1年ではこの課をつぶすというのはこれはもう私にはあり得ない話と思います。これは本当に恥ずかしいですけども、もうしょうがないんじゃないですか。これは今後、非常に反省事項として頑張ってもらいたいと思います。

それから歳出の45ページの繰り越しの700万円ですけども、これは確実に金があるのかないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。通常繰越金というのは当初予算で計上するのは好ましくないことではあるんですけども、やはり非常に財政が厳しいということで今年も昨年引き続き計上させていただきました。平成19年度の決算見込みを役場内部で調査をしております、約2,500万円から3,000万円ぐらいの剰余金になるのではないかとというふうに試算をしております。その分を700万円を今回計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

本当はもう決算終わってからのものなんですけども、これはしようがないですね。またあと何千万円か余るようでございますので、一生懸命頑張っていたきたいと思います。特に平成20年度の予算におきましては、大変に執行部の皆さんは苦勞をかけまして、非常にこれだけの予算ができたのも私は喜んでいる次第でございます。とにかく最少の予算ではありますけれども、今後、一丸となって皆さんの最大の効果を上げるように頑張ってください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

60ページの委託職員、賃金ですね。200万円上がっています。これは何名いるんですか、委託職員。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの金城英雄議員の質問、60ページの徴税費であります。徴税職員の嘱託職員分、1人分です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

西浜の施設ですね。31ページ、商工の2番。40万円は売店のことですよ。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問なんですが、これは使用料ですね。西浜ビーチですね。これはシャワー料等の使用料になります。この売店のものは同じ使用料の4の農林水産使用料の4番、農山村広場公園施設使用料そのようになります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

12万円ということは家賃1万ですか。多分3万円ぐらいあると思うんですけど、それと1軒空いてから1年以上なるんですが募集もかけないで、わざわざ収入が入るのに何でそのままほおっておくのですか。お答え願います。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

西浜の施設の件なんです、これまで公募をして募集したんですが内容で、村との考えている、要するに施設の目的使用がうまくいなくて、公募はとをやめたという状況です。それが現在続いております。またそのあとに、ちょっと施設のトラブル等があってその修理等をやって現在はそのまま置いている状況にあります。今後としてはまた夏に向けて施設の清掃等、いろいろしまして夏に向けて使えるようにして公募していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

公募があってトラブルったのもわかりますし、ちょっとした漏電でぼやがあったのもわかっていますが、もうあれから1年以上なるんですね。これはやはりおかしい。多分修理は終わっていると思うんですけど、みすみす家賃が入る。ましてこれ12万円、家賃は本当に1万円ですかね。これ計上では1万円になればそれ12万円ということは。この辺ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

農林水産の施設の使用料、西浜の施設なんです、月の使用料が3万5,000円になっております。よってこの12万円というのは、計上ちょっとミスで大変申しわけありません。次回にまた補正で提案したいと思います。計上ミスで申しわけありません。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

その前に早目にあと1軒、入居者を早目に探してさらに上積みの予算計上をお願いしたいと思います。やはり入るものはできるだけ取って、いわゆる村の財政に入れてもらうようにお願いいたします。

それと93ページ、林業振興費の中の造林に1,050万円。これは以前は、阿嘉も慶留間も造林作業でその賃金の配分があったんですが、もうここ数年、全部これ座間味だけで使われていますよね。これは以前も同僚議員からもあったんですが、慶留間は鹿策保護地域ができたということでそれができなくなったというのを聞いたんですが、それが現実なのかどうか。鹿策からしたほうがある程度それができると思うんですが、何で座間味だけでそういう事業がなされているのか伺います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

林業振興費の造林の賃金なのですが、森林計画のほうでは村全体。座間味島、阿嘉島、慶留間島入っております。今実際にやっているのは座間味島だけでやっております。10年ほど前までは阿嘉でも実施していたと聞いております。阿嘉のほうが中断のような形になっているんですが、実際に植栽した場合に、鹿の被害が多かったという。というのは植えつけたときに引き抜かれたりとかそういうことがあって、そしてまたいわせればそこで働く作業人の高齢化と言いますか、そして人数が少ないということで申請した面積の事業をするものには時間を要したということ等から、県からのいろいろ指導があったということで一時中断したということで今10年近くですかね、今阿嘉では実施していないという状況にあります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

やはり鹿の被害というのも大きいあれではありますが、造林という形になっているんですが、含めて言えば間伐もしたほうがいいんじゃないかと。あまりにも山がいわゆる土に太陽が当たらずにいわゆる下草が生えない状態ですね。大雨降ったときの鉄砲水の原因になると。だからもし植えて鹿の被害があるんだったら、間伐するところは間伐して、ある程度山を育てるような意味の間伐でもいいではないかと。確かに今、阿嘉も慶留間も以前に比べると人夫は大分少なくなっています。以前に作業が重なったときに、慶留間でも、ほかの事業でどうしてもダブったときは、1つの事業は座間味から来てやったというのがあります。別に地元だけでということではなくて、実際人が少なくなっているのは間違いないですから、座間味に人がいるなら座間味からも呼んで応援共同してやっても私はいいと思うんです。だからいわゆる今鹿の被害だとしたら、阿嘉、慶留間でやるのは夜、ある程度の間伐ですね。根こそぎ伐採ではなくて、部分部分で斜面に太陽を当てて、下草を生えさせていわゆる山を育てるような意味の林業の復興にも努めてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問ですが、県とよく相談して受光伐と言うんですかね、光が入るような体制がとれるか、相談して事業ができるかをやってみたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。よろしく願います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

5番議員に関連しますが、造林なんですけども…。私この間散歩がてら造林地に行ったら、シークワサーいわゆる黄糖ですか。これが植えられているんですけど、2カ年ぐらい前かな、植えたんだけど、成長がストップしているんですよ。ということは太陽が入らない。いわゆる枝打ちしていない、間伐していないということで、せっかく植えているものですから、何千本ぐらい植えたはずですよ。素晴らしいですよ。こんなして。しかし沖縄の言葉でイチンインカタチということで成長していないんですよ。だから少し造林もするんだったらおばさんたち上手ですよ。届くところだから、枝打ちしてそして光を入れて冷やさせないようにということで、これに関連して申し上げておきます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

97ページお願いします。商工費、3の観光費の需用費、観光施設光熱水費というのがあるんですけども、観光施設の保険関係です。昨年艇庫のほうでも事故があったんですけども、その施設の保険という部分に関しては入っているのかどうかと、あと事業費として計上するべきじゃないのかと思うのですが、その辺お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

観光費の需用費ですね。施設の保険はこの中にはありません。総務の財政といろんなのを相談して村全体的な公共施設をやっていくということでいろいろ今、調査したり検討していくところです。待合室のほうには一応は保険として入れてあります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

艇庫に関して、艇庫がつくられた当初からフォークリフト・クレーンというのは非常に危険なんですよ、実はクレーンというのは。だれもが触れるようなことはではまずいということで、保険関係をずっと私はお願いしていたんですけども、今年度は保険に関して加入する施設保険として加入されますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今宮里議員からありましたように施設の保険なんですけど、去年もちょっと事故があって、その後に漁業組合の保険関係でいろいろやっていました。先ほどもお話しましたように、村の公共施設全体的にやってみようということで今検討しています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はいわかりました。もう1点、海洋体験施設に関してなんですけども、建設当初はエコツーリズムというこれからの新しい観光産業。要するに無動力船だとかそういったものを預けるための施設というふうに私は理解していたんですけども、この辺どうですか。考え方的には村長、その考えでよろしいんですか。無動力船の基地として建設したということ。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

そのとおりにしていきたいと思っております。できるだけ今大事なことは、いわゆる環境に優しい、あるいは地球温暖化というふうなことで、できるだけそういう方向性を求めていくというのが大事ではないかというふうに思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はいわかりました。昨年の夏場ごろからですかね、ジェットスキーが実は2隻入ってきておりまして、艇庫の中で。ちょっとその辺もどうなっているのかということも含めて調査していただいて、恐らく切りかえは3月31日の契約だと思いますので、それもちょうとひとつ考慮していただきたいと思います。

次に、98ページお開きください。委託料ですね。ライフセービングに関しての委託料なんですけれども、昨年と同額なんですけど、変化ややはりみられないということは今後、削減していきながら受益者負担に切りかえていくのか。それともやはりメイン産業として観光業を売っているのですから、座間味村が今後ライフセービング料を負担し続けていくのか。この金額ですと昨年の実績からすると土、日のカードで40日間ほど採ったと思うんですけども、やはり夏休み期間中とか子供たちは平日でも多いですから、この委託料の方向性ですね、受益者負担に切りかえるのか。今後も変わらずずっと村が負担していくのか、その辺お聞かせ願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

観光費の13委託料、ライフセーバー委託なんですけど、昨年も同じ同額で一応委託して3カ所の安全を確保してきたわけですが、どうしてもその金額での期間が配置できなかつた無理な状況がありました。計画としては7月21日から8月31日までと。夏休み期間中と考えております。今年も同額なんですけど、できればこのビーチで営業なさっている業者がいますね。そういう方々と相談して、受益者負担をしていきたいと思っております。そういう負担の方法についても、観光に携わっている国の事業者と調整して金額を取り決め負担を一応考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はいわかりました。97ページ、商工総務費。村商工会補助金、削減ということで329万8,000円という予算がついているんですけども、やはりこの観光業、事業者ですね。商工会があつて成り立っている業者が非常に多いと思います。経営主導的に言いますとやはり日本最大の経済団体でありますから、もちろん開発金融公庫だとか、そういうところのラインも持っています。こういう重要な部分を、補助金を今後どんどん削減していきますと指導員ですとか、あと補助員だとか1人体制になったりとか、そういうふうなことが非常に懸念されているんです。これはお願いなんですけども、今後やはり簡単に削減をするのではなくてしっかりとその辺も踏まえていただいて、観光業の動向だとかそういうところも調査はしっかりとしますので、その辺考慮していただきたいと思うのですがいかがですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

商工の負担金なんですけど、やはり我が村も観光産業で成り立っておりますので、できるだけ今の金額を維持しながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

続いて15ページ。村税の固定資産税のほうです。先ほどもちょっと質問があつたんですけども、滞納繰

越分の部分で確認したいんですけども、固定資産税の滞納分はデータ上によりますと家屋のほうが、徴収率も含めてなかなかうまくいっていないというデータがあるんですけども、原因としましては大半が村外に住んでいる方々の部分が原因だというふうに認識しているんですけども、この島外に住んでいる方々の徴収の方法はどのように考えていますか。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの質問なんですけれど、15ページは予算のいわゆる土地家屋償却資産と固定資産税にありまして、もちろんこの額からでもわかるように、家屋のほうが調定そのものが大きいわけですから。それで当然、滞納額にしても家屋のほうが土地に比較して十分多額となっております。今の村外のいわゆる課税対象者、土地、家屋含めて九十五、六軒あります。その中で滞納者、質問の中に村外の方が滞納者がいるから滞納額が大きいということではなくて、もともと固定資産税の家屋には滞納に慢性化した人がいまして、それは分納計画とか整理をして我々も接触しております。いわゆる大口滞納が1軒でもあったら、もうそれで村の徴収率が変わるといふようなものが村内に四、五軒あります。それで村外、先ほどの質問に戻りますけれど、村外の滞納者。これは県外が6軒、県内いわゆる沖縄本島ですね、含めて県内が17軒ほどあります。これの徴収方法なんですけれど、村内も含まれて一番の問題はいわゆる土地や家屋、名義変更をしていない。それで特に村外は郷友の方々、もうおじい、おばあの名前でそのままですね。ある意味では納税意識がそれこそ薄れているんですね。だから当然私たちはこっから資料持って行ったりとかやってあげるんですけど、あくまでもその登記とか手数料はあなたが持ってくださいよということで、ちゃんと名義を今生きている人に、2軒ほど訂正してあります。そうするとすぐ一発。だからそういうものもあるので、いわゆる課税台帳の整理を特に村外ですね。これをやってくれることによって徴収率が上がるということが多いです。今、そのほうで臨戸訪問も含めてそういう形にしています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりましたありがとうございます。もう2件お願いします。117ページ。教育費の学校管理費のほうなんですけども、需用費のほうには出ていないんですけども、先週、金曜日ですか。議会とあと教育課長、あと総務課長、あと税政課長と一緒に学校側の変電施設のほうをちょっと確認しに行ったんです。そこで学校長と教頭が対応していただいて、いろんな資料ちょっと我々見せていただいて説明受けたんですけども、電気保安協会からも再三指摘を受けて、漏電すると周囲の金網にすべて5,500ボルトの電気が走る可能性もある。非常に危険な施設ですというふうに説明受けて、非常に我々もびっくりしたんです。こういうふうな急を要するような案件だと思うんですけども、この件について予算化、もしくはどういうふうに今後つくっていくのかということ、教育課長ちょっとお聞かせ願いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの宮里議員の変電所、座間味の学校の変電所。御存じのように保安協会から再三の指摘、改善が来ていたようです。去年、補正等でやろうと思ったら、新規で来年お願いしますということで今年要求をいたしました。約450万円ぐらいですかね。しましたけど予算不足ということで補正等でできないかということで話し合いまして、6月の補正で優先的に計上して実施するというので、台風前に多分できるんじゃない

ないかと思えます。ということで、一応執行部と調整中でございます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、台風は昨年、おとしの実績で言いますと5月2日、3日から台風がやってきています。それにまた人命、私の子供もそうですけど、ああいう手をかけて、足かけて、高いところが大好きな子供たちが多いのでそれで、感電したりしたら非常にもう取り返しをつかないことになりますので、この件は6月と言わずにもう早目に、一日も早く対処していただきたいと思うんです。もう1件、非常ベルですね、学校の。火災報知機だと思うんですけども、そちらのほうも一切接続されていないと。今配線のミスで稼動していないというふうな現状もこの間確認しましたので、この2件ですね。人命にかかわることですから、最重要案件として取り組んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

最後に、86ページです。先ほども質問があったんですけども、確認です。コークスだとかそういうふうな部分でいろいろ議論されているんですけども、例えば減額の修正案を出したりとか、そういうことをすると予算提案権等の侵害に当たったりすると思えますので、またハードルも非常に高くなると思えますので1点だけ、自信ですね。できるんだということを聞きたいと思うんです。先ほどの一般質問の中で、1回目の稼動で23日間、炉を稼動させると。3回目に分けて約69日間稼動するというふうに聞いたんですけども、初回23日間も含めまして、間違いなく稼動しますよね。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

大変答えにくい質問ですけども、たしかに予算のほうは溶融炉の23日の3回ということで計上してありますが、運用としては、実際の考え方としては併用でゴミをまず1回目は、併用でなくしたいと。早く処理したいという考えを持っております。23日の連続の操業に関しては、これまで最長で28日という実績がありますので、一番大きなポイントは故障が出ないように事前チェックを十分に作る作業を強化するということが一番大事かと思えます。念には念を入れて、連続操業ができるように可能な限り、チェック体制を強化して頑張りたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

私も何と言ったらいいか、今の答弁では困るんですけども、やはりゴミ処理ができる。もちろん溶融炉が稼動するということは当然の条件として予算が組まれているんだと思うんです。もちろんその中でコークスの105トンというの、2回目以降については何かに組まれていると思うんですが、その中ではっきりできるというような回答がもらえないとちょっと私としては不安になります。これどうなるのかということも含めて、わかりました。じゃあとまらないように事前に調整するという回答ですね。わかりました。以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

1点だけお聞きします。93ページの有害鳥獣駆除、賃金7万2,000円。これカラス駆除する賃金なんですか。それと1回に質問したいと思えますが、この間の農業委員会の会合で今中国産の野菜が非常に問

題になっていますね。その件で、学校給食に地元からの野菜を提供してくれないかと言ってもらえないかというふうな要望がございました。それもはいとは言っても、それだけつくったってカラスにやられるものですからどうしようもないわけですね。ですから急いでこれをやらないことには地元で野菜をつくって食べるということができないわけです。ですから課長も、村長も一緒になって旗をあげて頑張ってください。お願いします。答弁をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

林業振興費の5の有害鳥獣、これはカラス駆除であります。平成19年にも猟友会にお願いして駆除を一応考えてやったんですが、猟友会のほうがなかなか都合がつかないということがありまして、これが判断したのは12月ごろでした。そういうことで1月から2月にかけてカラス駆除のかごをつくっています。先に座間味のほうでつくって、古座間味の焼却炉の近くに置いておりますが、今はもう90羽ぐらい確認できて、その後もっと入ったかもしれませんが一応確認できたのは90羽ぐらいとっております。今、各区長からもいろいろありましたので、要望が。各字に設置をするということで今、平成19年の予算では3カ所をやる予定にしています。平成20年の予算では3個つくって各区に配置して、カラスを駆除しています。一応かごをつくってやります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

そしてカラスの後には鹿の対策をしてください。これは特に阿嘉のほうなんです、大変なことですね。阿嘉のほうには、もう農業委員会も顔見たら大変なんです。農業委員会に予算をたくさん持っていったらすぐやりますが、これを村長に言ってくださいという私はいつも返事していますが、村長これを聞いたことはございませんか。そしてもう1つ、特に何百年もここで生きてきたデイゴの木が、座間味も阿嘉も全部全滅しました。そして阿嘉の海岸通りのヤシの木も全部全滅してしまいました。もう離島であんな風景はどこにもなかったんですが、このヤシ食い虫ですかね。これにやられて全部駄目になりましたね。ですからこういうものもよく役場のほうでしかこれは研究できませんので、幾ら地元の人が頑張ってもどのように駆除していいのか。どんな薬を使っていいのかわからないわけです。特に大東島に行くと、ほかからの持込は、花木とか土とかそういったものを入れるときも非常に役場がうるさく扱っているようなんです。ですからそういうこともありまして、とにかく農業や木なんかにも、沖縄本島に近いわけですからすぐ飛んで来て入ったりするのが簡単にあるわけですからひとつよろしくお願いします。阿嘉でもあちこち何か若い松の木が二、三本赤くなっているような気がするんです。私は暇があったら行って見て来ようかなと思ってます。この松食い虫というのは生きてる木にそばから油が出るのはこれは松食い虫のせいなんですかね。これ存じている方いませんか、職員に。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

鹿とカラス、そしてデイゴ、ヒメコバチの件なんです、鹿については大変対策がおくれたりして住民、農業をなさっている方には大変苦勞をかけているということです。できるだけ早い時期に補正などをして、これまでやってきた形ではなくて、畑を慶留間のような形で畑を囲ってやっていきたいと一応考えは持っております。先ほどのデイゴの件なんです、デイゴは全県的にデイゴヒメコバチという虫がいてそれがデイ

ゴの木のように卵を産んで、その幼虫が芯を食いつぶすという形なんですけど、なかなか駆除に至るような体制ができていなくて一片に阿真もほとんど枯れてしまったりというのが現状です。阿嘉のヤシの件についてもいろいろ調査してみたんですが、今はもう枯れかかっておりますから、どういう原因で枯れているかがちょっと今わからない状況なんです。いろいろ住民の方、またいろんな方から聞いてみたらカブト虫ではないかということがありましたので、早目に幾つか倒して、言わせれば葉っぱの上のほうを縦に幾つか切ってみてどういうのが原因になっているかは調査してみたいと思っています。松食い虫については、詳しいことはわかりませんので、先ほど何箇所かということがありましたのでぜひまた一緒に同行して、その辺は調査してやりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これで終わります。頑張ってください。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

31ページのくじらの里触れ合い広場使用料300万円とありますが、これについてちょっとお聞かせ願えないですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

商工の使用料の1くじらの里触れ合いは、平成6年に整備しましたコテージが6棟あります。それをキャンプ場の使用料も含めて、言わせればコテージの使用料、キャンプ場の使用料を含めての300万円の収入になります。これは21・ざまみに委託してありまして、21・ざまみのほうから納めてもらうという形になっています。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

この使用料は去年も300万円を計上して、もしかしたらその前も300万円。ずうっと300万円じゃないかと思うんですけど、じゃあ21・ざまみに委託しているということで21・ざまみの委託料というのはどちらを見たらいいんですか。98ページの施設管理等委託料514万円というのでよろしいんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿真の施設、観光費の委託料510万円なんですけど、これは阿真のコテージだけではなくて西浜の施設、そして阿真のコテージ、ターミナル、展望台を含めての委託をしております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

その委託の明細というのはなくて一括委託という形ですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

この積算については別々にやっておりますが、契約は一括してやっております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

ほかのことも含めて一応収益部分でありますので、この収益使用料の増額という努力をできる場所だと思います。もしそういった意欲がないのであれば委記業者公募して、そういった形に意欲のある方に管理してもらったほうが村にとってもいいと思いますし、その賃貸料が250万円ぐらい出ていますよね。それも含めて検討は必要じゃないかと思えますけどいかがでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿真の施設は今土地を小さくして一応やっております。先ほどもありました使用料がやはり250万円ほど出ております。その委託に関しては、村においては委託できる。言わせれば貸し付けと言いますか、そういうのが一番第三セクターである21・ざまみがよいのではないかとということで今、21・ざまみのほうと契約を今後も進めていくと考えております。変更がないかどうかについては、個人的には今委託契約が難しい状況にありますので、できるだけ今のような形をとってそして21・ざまみとまたこれからの委託のことについて一応話し合いをして、できるだけ収益を上げるような形をとっていきたくと。また商工会あたりとも相談して、できるだけその施設が多く利用できるような形もとりたいなと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

きょう金城英雄議員からも一般質問でありましたけど、最初から21・ざまみしかないということじゃなくて、競争させるような形での条件整備をぜひ急いでいただいて、すぐとは無理ですけど、1年はない。それと検討していただいて、その条件等を提示していただければ受け皿としてもしかしたら地域から出るかもしれません。ぜひ公募の形での検討を進めていただきたいと思います。

それとあと1点、先ほど確認を忘れたことが1点ありまして、また塵芥処理の件、コークスの件ですけど、12月議会で村長の答弁の中で300トンのコークスを平成17年にやったときに、ほかの業者に見積もりしたときに21・ざまみと変わらないから21・ざまみから購入したんだという答弁がありました。実はコークスの取引単位が商ロット500トンと言うんですけど、今後座間味村が500トン単位で単年度でコークスを買うというのは金額的に考えづらいということで思っています。それで今回一応500トンなんですけど、そのような予算計上とかそういったのがないと思うんですけど、少量取引について当然今後はないと思うんです。この500トンの単位でやるというのは我々村が考えることではなくて、500トン単位の輸入というのは業者が考えることだというふうには私は考えているんですけど、私のほうが勘違いでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

我々は要するにコークス販売業者からいる分を買えばいいわけですね。そういう考え方で、この間はひとつ法令違反にもなったわけですけれども、いかにすれば安く買えるかなということにあまりにも考え方をめぐらせたために、500トン是要りませんよと。でも我々が要るのは100トンから300トンぐらいの範囲内ですという中で、皆さんの商売上のいわゆる500トンというのはおっしゃるように、最低量単位ですよ。これを我々がどうのこうのではないと。でもしかし、彼たちは直接的なコークスだけを取り扱っている業者ではなくて、中国貿易をしている業者であるものですから、今だったら安く取れるよという情報などがあったから、そういう500トン、じゃあ我々が買うという証明書を出すからどうぞ入れてくださいということになったんであって、今後はこんなことをやることは絶対にありません。これだけはお誓い申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今回の予算書に対して反対を申し上げます。予算編成について、もうちょっと明確な根拠とあれがほしいということと、前回臨時会で行われましたコークスの件、いろいろ議会のほうも否決しましたが、それをイメージさせるようなコークスの予算計上をされているということ。その根拠については十分じゃないということで、私はこの予算については反対の意見を申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成20年度座間味村一般会計予算についてを採決します。反対意見がありましたので採決は挙手で行います。

お諮りします。本案の原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数と認めます。よって、議案第14号 平成20年度座間味村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、散会します。

散 会（午後4時20分）